



令諸注
上

7 3
6391
1



73
6291
1-3

令諸注上卷

目次

官位令第一(親王至四品)

令義解

令集解

令義解並注草義

謹令備方

新釋令義解

釋令義解疏本

大德令義解

水五味均平藏



令諸注上卷

目次

官位令第一（親王至四品）

令義解

令集解

令義解愚注草藁

講令備考

新釋令義解

標注令義解校本

大寶令新解

水去五味均平藏



職員令第二

(正親司一條)

令義解

令集解

令義解愚注草蒙

講令備考

新釋令義解

標注令義解校本

令義解講義

大寶令新解

後宮職員令第三

(凡內親王女王及內命婦朝參行立次序一條
凡親王及子者給乳母云云一條)

令義解

令集解

令義解愚注草蒙

講令備考

新釋令義解

標注令義解校本

令義解講義

大寶令新解

家令職員令第五(親王一条至四品)

令義解

令集解

令義解愚注草藁

講令備考

新釋令義解

標注令義解校本

令義解講義

大寶令新解

選叙令第十二(凡蔭皇親一條)

令義解

令集解

講令備考

令釋

新釋令義解

標注令義解校本

大寶令新解

繼嗣令第十三（凡皇兄弟皇子一条
凡王娶親王一条）

令義解

令集解

令義解筆記

講令備考

令釋

新釋令義解

標注令義解校本

大寶令新解



令義解 官位令第一



令義解

官位令第一

親王

一品謂品位也、親王稱品者別於諸王、公、式令云、應

叙者親王、四品、諸王、五位、諸臣、初位以上是也、

太政大臣

二品

左右大臣

三品

四品

大納言

八省卿

諸王 諸臣

大宰帥

親王一品

正文可有臨時處分

太政大臣

或云凡諸王諸臣任太政大臣親王不任左右大臣但任八省卿諸臣任太政大臣亦諸王不任左右大臣親王任左大臣者諸王得任右大臣諸王任左大臣諸臣亦得為右大臣但親王與諸臣不得為左右也問此說可用哉答此取八十一例文宜習彼例

二品左右大臣

三品四品大納言太宰帥八省卿

或云問親王三品八省卿者得任彈正尹京職長官乎答此令云官位相當之法然依行守文上下即知得任無障又除前令下文諸王不下六位字故

諸王諸臣正一位從一位太政大臣正二位從二

位左右大臣正三位大納言勳一等

義云謂此條舉勳一等者以顯相當正三位故也下皆准此依公式令文武職事散官朝參行立各依位次為序故知一等以下皆着當色之服立文官之例假如一等行列者立正三位之下從三位之上之類也然案衣服令勳位服色其制不顯即知一等以下不帶文位者皆着黃袍也或云此令非為任用相當也唯為示官位同階相次耳假令鬪訟律官位同自相毆者並同凡詢法也如此事之類相同耳師說不可為官位同此止為行列生文故問名例律官當條云有二官先以官位當次以勳位當注云官位每階

國、利、本、作、周、令、據
有、本、改
伍、井、本、云、河
將軍、依、無、職、掌、不
載、如、令、事

各為一官、勲位即正從各為一官者、然則非止
為行列生文、兼為官當授法歟、問、以勲一等准
正三位、儀制令云、在道相遇、三位以下遇親王
皆下馬云云、今所疑勲位致敬及下馬皆准文
位哉、師說、據檢法條無有明文、如此之事可有
臨時處分耳、或云、外位行列亦准當勲位列當
位下、無職掌者於散位寮上下、私案、外位不可
朝參、何者、郡司不可在京之故、又不可上散位
寮、仍須於國上下、但時行事雖非郡司有外伍
位、非是令意耳、或云、問、除將軍意何、答、將軍檢
職員令無有職掌、但有所征討者臨時差充耳、
故不載此令也、

令愚註草案

親王

繼嗣令

曰凡皇

兄弟皇子、皆親王トス、

以外並諸王トス、宋職源曰、隋皇ノ伯叔昆弟

皇子、是親王トス、唐曰之、或云親愛也、近也

一品

謂品位也、親王ヲ稱品者、別於諸王、公式令云、應

叙者、親王四品、諸王五位、諸臣初位以上是也

本朝ノ制、親王ヲ以テ只一品二品ト稱レテ

正從ヲ分タス、續日本紀ニ、親王明冠四階ト

ハ、此四品以上ナリ、唐朝ノ例ト稍異ナリ

太政大臣
上古親王ヲ以テ太政大臣ニ任スルハ天智

天皇十年正月己亥朔庚子大友皇子任之持
統天皇四年七月丙子朔庚辰高市親王任之
是ナリ、蓋本位高下アルモノ若職事界ハ行
トシ、高ハ守トスト遷叙令ニ見タリ

二品

左右大臣

三品

大納言

太宰帥

按ニ天平寶字三年七月丁卯彈正、伊相當從
四位上ヲ改テ從三位ノ官トス、于時三品池
田親王ヲ以テ紀政尹トス、是彈正、伊ノ更名
ナリ、養和九年十一月八日三品仲野親王ヲ
彈正、伊トス、蓋親王ヲ以テ彈正、伊ニ任スル

時ハ三品ニ對ノ相當ノ官ニアラシカ已ニ

太宰帥ヲ相當ニアル故ナリ

四品

八省卿

八省卿ノ中ニ中務、式部ハ親王必此ニ任ス、

兵部ハ時々以テ任ス、其外ノ卿ハ多人臣ノ

任トス、蓋大同元年五月廿四日葛原親王ヲ

以テ大藏卿ニ任シ、養和三年五月十五日阿

保親王ヲ以テ宮内卿ニ任シ、同十五年二月

十四日賀陽親王ヲ以テ治部卿ニ任スル例

アリ

●上總常陸上野太守天長三年九月六日相
當正四位下トシテ親王ノ任ニアル、然氏人

亦不可知猶一位ノ相當乎其上集解同下ニ
或云問親王三品八省卿者得任彈正尹京職
長官等乎云々トミエタリ是モ亦三四品相
當相同シキニ似タリ然レトモ未見集解四
品字在何處哉可尋正本若如所考為正本則
十九條之計法蓋親王三條（三品四品一條トモ故也）諸王
諸臣十六條一位二位正從ヲ不分三位已
下正從ヲ分ツ蓋三位已下勳位有故ナラン
力
明和丁亥閏九月晦日
又案ニ官位令集解諸王諸臣從三位云々私
云問三品四品任八省卿何三位之位不降八
省卿云々是亦三品ノ相當相同レキカ如シ

如何

明和丁亥十月朔日

又案三四品相當同シキハ證見錄令集解記
下

戊子十月十四日

十九條ノ古說一二位ノ正從ヲ分ツ事未明
羽倉先生一品以下四品已上ヲ為四條一二
三ヲ三條トシ四位已下初位ヲ十二條トス
然レトモ三位ノ正從ノ間ニクシ等アリテ
未明

新釋

太政大臣

親王とは天皇の兄弟姉妹をすへて申す稱なり
下継嗣令に云へし一品は一位と云ふ如し
品は國語に天子千品萬官とある美稱をもて
階級の號を異國に立てし制を取て位に易へ
載られしなり
品は物の條件をいふ事にて周易巽象に田
獲三品注に一為乾豆二供賓客三饋饗御ま
た尚書禹貢に惟金三品注に金銀銅也とい
へりかく等差の類を品と云ふ貴賤の次
第とも隋唐みち某品と某位とはいはれず
王臣みな同一き哉

皇國に品を親王、階位を諸臣の階と定められ
は天智紀に冠位のほろ諸臣の位を主り
同紀に諸王五位また諸王二位と見え諸
臣は大織大紫等の冠位を給ひ諸王に冠位
を記さし事ひとつも
天武紀に親王明冠諸王淨冠諸臣正冠以下と
三等の制を始め給へる例に依て此品位を親
王諸臣二色とせられたるなり和名抄に位階
一品二品三品四品已上為親王位階今按唐令
有官品今本朝以位代品品讀之とあり故親
王を品と稱するは諸王に別ていへるなりと
云り其證は公武令に階級を叙すへきは親王
は四品諸王は五位諸臣は初位以上とあるも

是をいふとなり
應叙とは出身の初に階級を給ふをいへり
親王は四品諸王五位諸臣初位以下は無品
无位といふ例にて知るべし
太政大臣は親王の此官に任せらるるは一品
の相當なるを知らせたるなり
下条も此に准ふべし
さて親王の任官の例は天智紀十年正月癸卯
是日以大友皇子拜太政大臣と始て見え
此時に始て此官を置きたり
持統紀四年六月庚辰以皇子高市為太政大臣
とあり
高市は高市皇子なり

此後は正官に拜せらるる例は見えに知太政官事とあり

此は權に置きし時にて其太政官の事を志しるのみなり

續紀大寶三年正月壬午詔三品刑部親王知太政官事慶雲二年九月壬午詔二品穗積親王知太政官事と見ゆ

諸王の拜せられしは續紀天平九年九月乙亥從三位鈴鹿王為知太政官事とあり職原抄に高市親王三男參議從三位大藏卿鈴鹿王知太政官事是監觴云々と見ゆ此は此時を始なるべき

此知官事の季祿は同紀慶雲三年二月辛巳知

太政官事二品穗積親王季祿准右大臣給之式部式に凡親王知太政官事者其季祿准右大臣といへり

此職は權の官名にて季祿の制なれば此時に定められしにてもとより相當の階級もなかりし

二品 左右大臣

此条も左右大臣の相當をいへり親王の此官に拜せらるるはいと希なる例なり

孫王は元正紀に右大臣長屋王見ゆこは高市皇子の男なり

集解或説に凡諸王諸臣任太政大臣親王不任左右大臣但任八省卿親王任左大臣者諸王得

為_レ右大臣諸王亦得_レ為_レ右大臣但親王與諸王不
得_レ為_レ左右也とあり

親王は宗室なれば諸臣と對_{ナラ}位に任_ヨせられ
ぬ例をいへるにて二世以下諸王は諸臣と
同位をもてさる事なり

こは古より傳ふる説なる一し

二集解に上の説を載て問_フ之説可用哉答_ハ此取
ハ十一例文宜_シ習_フ彼例とあり此ハ十一例と
いふ事此書に多く記せり法曹家の故實を
考へ載せたるものなる一けれと今は傳は
るに

式部式にも同法を擧たりさるを廢帝紀天平
寶字五年二月の勅に朕歷覽_ニ前史_ヲ皆降_ニ親王_ノ之

禮並有_ニ三公之下_トありて親王の禮は三公の
下にあるより前史に記せるといへるは異國
の史にて皇國の古傳にあらず一し

親王は品と云諸臣は位との差別を立_テる
に其親王の禮諸臣に下る例有_ニき_ニあ
るに

三代實錄元慶六年五月九日

少外記大藏善行の

議に唐禮天子臨_ニ軒_ヲ授_ニ軒_ヲ授_ニ三師三公其位
次_ハ親王上_ニ本朝之制_ハ與_ニ大唐_ノ殊_{ナリ}矣といへる

負_ニ親政_ノ畧_ハ漢魏已未親王班皆次_ニ三公_ノ下_トと
見ゆれば異國の前史はより記せらるる一
し皇國の傳へにあらず

三品 四品松岡本

大納言

太宰帥

親王の大納言太宰帥に任せらるゝ相當なり

親王の祿官に拜せらるゝも亦なり

廢帝紀天平寶字五年二月丙辰朔勅曰朕以餘

閑歷覽前史云是以別預議政者月馬料春秋等

祿夏冬衣服等一品二品准御史大夫三品四品

准中納言と見えて親王祿法の外に職事親王

の祿を制め給へるなり

月馬料は月料馬料をいふ御史大夫は同紀

天平寶字二年八月癸亥改易官号大納言曰

御史大夫とあるは一二品親王は祿法に

准へ給ふをいへり

集解に親王豫議政者一品二品准大納言三品

四品准中納言とあるは祿例なり

諸臣は正三位大納言また從三位中納言を

相當とすは親王四品以上を二色に別ち

給祿の准制を立らるなり

四品

八有卿

八有卿中務式部治部民部兵部刑部宮内大藏

等の有をいふ親王の祿官に拜せらるゝ例は

多く見えたり

日本後紀天長十年三月三品秀良親王為中

務卿桓武紀

為式部卿延暦二十二年に為治部卿大同元

年五月為大藏卿また續紀兼和三年五月癸

巳以治部卿三品所保親王為宮内卿日本紀

畧に弘仁十三年十月丙午四品賀陽親王爲
刑部卿同十四年九月己卯三品恒世親王爲
治部卿と見え申外に彈正尹に拜せらる
る事も見えて三代實錄に貞觀二年正月に
四品行上總大守本康親王爲彈正尹とあり
職系抄に彈正尹一人多任親王といへり
類聚國史また三代格に天長三年九月六日官
符云親王任八省卿此人地望素高不得就無知
碎務とありは拜官の事りみにて親王はみ
かゝ釐務と執り給はさるへ
唐百官志三公条に親王拜者不親事とある
例と摸せらるか
かくて親王は四品を限りと定の四品に叙せ

ぬは無品と申す例なり
四品は叙品の初めにて五品より下各同
けはは四品に叙せぬを无品と云り
また職事なきを散品とはははは親王と
諸臣の差別なり
職事なき諸臣を散位といふは選叙令に云
へりかくて中古より親王と諸國の守に拜
せ給ふ例見えて日本後紀天長三年九月
庚午官符云應親王任國守事上總國常陸國
上野國云々奏狀稱設置八省職寮相隸百官守
職庶務俱成一事有闕万事皆緩令親王任八
省卿此人地望素高不得就職無知碎務仍官
事自懈政迹日蕪非是庸愚之所致因地勢使

之然也凡官人遷代必署解由至有欠物不免
債物居此之費見其如是望諸點定敷國為親
王之國迭任彼國身留京都意欲居京官一兩
人將聽若有守關者不補他人其料物者納別
倉支無品親王之要伏聽天裁云依奏但件等
國守官位卑下宜改定正四位下官以為勅任
号稱大守限以一代不可永例とあり是より
親王は三國の大守に拜せらるる例如くと
一代に限は二世王以下は缺限にあらず
百寮訓要抄に上總國条に缺守とは大守と
申之親王より外は任せぬとあり今より
諸人は任す介を加美と訓あり又云常陸
上野皆同親王の任る官より介を受領と申

なりとありさる故に唐書に玄宗開元四年
陝王嗣昇為安西大都護不出關は其身在京
都と云

標注令義解校本

○官位とは集解云職掌所吏謂之官、朝堂所居謂之位也。されば序列の名なり、官は輕重あり、位に高卑あり、官は人の賢否に隨て任せらるゝ物あり、ゆゑに位卑き人に重き官をたまふあり、これに依て守行の稱出來たり、此卷に載る所は、其守行のありざる、相當の制あり、官と位と相當なる限を擧たる也。

○書吏以上は職事三位家の書吏以上也、集解云、檢職員令、郡司軍團各制其職而不載、此令何、師說、既非官位、相當職仍不載、此令然則依職負令、猶得官名、唯今稱大臣以下書吏以上者、止指載、此令之官耳、須隨文習。

○初位以上曰位、集解云、問選叙令云、内外五位以上敕授、内八位外七位以上奏授、外八位及内外初位皆官判授者、此各不載、外位如何、師說隨文習、問帳内資人、本主亡者、昇年之後、送式部省、若任職事、即改入内位者、因此言之、外位不可任職事哉、師說不可以一槩執、何者、大少領是職事也、是則可叙外位之故也、但載此令之官、不可以外任。

○等級、集解等差、作

○一者、京本一曰、作誤也、集解云、以改正。

○凡壹拾玖條、延喜講書記云、同十九條者、計員數如何、基答、一位以下初位以上十八條、一品以下四品以上一條并十九條、同一品以下四品以上

相當各異也、今於諸臣各計正從為二條、親王於一品以下四品以上為一條、其心如何、答、義解云、品位也、親王稱品者、別於諸王者、因茲案之、官位相當之法、親王以相當同為一條、親王はたとへば三品より大政大臣二品にて八省卿を帶給ひてもおもしろ、和名抄云、品讀之奈、○三品四品、集解云、三品四品、祿物同、故為一條、かかれ、講書記の説に依れば、一品より四品まで一條なり、集解従かたし、

大寶令新解

天子のお子さま及び御兄弟を親王と云、
親は「オヤ」と云のでなく、近きと云意也、

一品
品はやはり位あり、諸王、諸臣と境界を立て
らば、爲に——て、支那にては此區別なし、

令義解

職員令第二

正親司

正一人

掌皇親名籍

謂二世以下四世以上名籍案戶令皇親為不課故知於京職亦可有皇親戶籍也 事

佑一人

大令史一人

少令史一人

使部十人

直丁一人

不、金本金一本宮本作亦

庶塙本作諧

令集解

正一人 掌皇親名籍
謂二世以下四世以上名籍案戶令皇親為
不課故知於京職亦可有皇親戶籍也釋云
親王以下四世以上名籍皆於正親司案記
之也京職亦可造戶籍何者戶令云皇親為
不課故也穴云皇親謂四世以上也五世王
非但放格耳也問親王何答皆是約皇親也
戶令不課謂皇親者然則親王以下名籍合
在京職民部等也跡云皇親謂親王四世以
上名籍帳但戶籍皆在京職耳朱云承御宣
預掌名籍也京職不同但五世王者只京職
預掌耳此司不掌者未知凡此如庶人每六

年造戶籍、毎年造計帳何、古記云、皇親名籍也、檢校無住諸王男女、凡親王及諸王名籍皆於正親司案記、有位內親王、若有請求者、由宮內省、朝參及勅召者、由縫殿寮、又內侍司兼知之也、資人等考任、謂有位女王資人也、一說五位以上二世以下名籍、又五世王嫡子、六世王之名籍、又有位女王等資人考文、受勘送宮內省、又有位女王名籍、送縫殿寮、但無位女王名籍、在此司耳、又親王并七世等名籍、不掌伴云、內親王帳內者、止至宮內省、不預此司、今行事止送於式部省、事、佑一人、大令史一人、使部十人、直丁一人、

令愚註草藁

正親司

正一人掌皇親名籍

謂二世以下四世以上名籍案戶令皇親為不課故知於京職亦可有皇親戶籍

集解曰古記云皇親名籍十人無位諸王

男女ヲ檢校ス凡親王及諸王ノ名籍皆正親司ニ於テ按記ス有位ノ內親王若請求ル

モノアレハ宮內省ニ見朝參及ヒ勅シテ召

スモノ縫殿寮ニヨル尚侍司ニレヲ兼知ル

ナリ資人等ノ考仕謂ル有位ノ女王ノ資人

ナリ一說五位以上二世以下ノ名籍又五世

ノ王ノ嫡子六世ノ王ノ名籍又有位ノ女王

等ノ資人考文ハ受勘ヘ宮内省ニ送ル又有
位ノ女王ノ名籍ハ縫殿寮ニ送ル但无位ノ
女王ノ名籍此司ニアルノミ又親王并ニ七
世等ノ名籍ハ掌ラヌ繼嗣令曰凡皇ノ兄弟
皇子ハ皆親王トス女帝ノ子モ亦同シ以外
並ニ諸王トス親王ヨリ五世ハ王名ヲ得ル
トイヘ凡皇親ノ限ニアルス後宮職員令曰
凡親王及子ニハ皆乳母ヲ給フ親王ニハ三
人子ニハ二人養フ所ノ子年十三以上乳母
身死ストイヘ凡更ニ立替ヲ得ス其考叙
ハ並ニ宮人ニ准ス自外ノ女暨考叙ノ限リ
ニアルス祿令曰凡皇親年十三以上皆時服
ノ料ヲ給フ春ハ絶ニ足糸二絢布四端鍬十

口秋ハ絶ニ足綿二屯布六端鐵四延ソレ乳
母ノ給フ王ハ絶ニ足糸八絢布二十二端兼
解云二世王ヲ謂フ其親王ハ令條ニ見エス
別式アルヘレ若皇親任官及五位以上ニ叙
セハ重給フヘカラス但季祿ト王祿ト多ニ
徒テ給フ合ナリ遷叙令曰凡皇親ニ蔭セ
者親王ノ子從四位下諸王ノ子從五位下其
五世ノ王ハ從五位下子ハ一階ヲ降ス庶子
ハ又一階ヲ降ス別敕ニ准レテ處分セハ此
令ニ拘ハラス續日本紀曰慶雲三年二月庚
寅七條ノ事ヲ制其七曰令ニ准ス五世ノ王
ハ王名ヲ得ルトイヘ凡皇親ノ限ニアルス
今五世ノ王王名ヲ得トイヘ凡已ニ皇親ノ

籍ヲ絶ユ、遂ニ諸臣ノ例ニ入親々ノ恩ニ念
 フニ絶籍ノ痛ニ勝ヘス、自今以後五世ノ王
 皇親ノ限ニアリ其嫡ヲ兼ル者ハ相兼テ王
 トス自余令ノコトレ己亥五世ノ王ノ朝服
 格ニ依テ始テ淺紫ヲ着ス

直丁一人

令愚註草蒙

及女王

謂二世以下四世以上其五世者自入命婦官
人之例即有品內親王亦隸於此省為掌考課
故若无品者自非仕官理然不隸問女王亦
仕官者不隸答然也

繼嗣令曰凡^ツ皇^カ兄弟皇子ハ皆親王トス以
 外ハ並ニ諸王トス親王ヨリ五世ハ王名ヲ
 得ルトイヘ凡皇親ノカキリニ非ス義解ノ
 文ニ理然モ隸ストハ附着ナリ田令ノ
 義解ニ見エ

今學結草堂

天女王

入上國。南品。所。王。本。辦。并。此。廣。在。管。未。應。離。二。世。以。下。四。世。以。上。其。五。世。音。自。人。傳。計。自。

講令備考

○戶令云。凡戶主以家長為之。戶內有課口者為課戶。無課口者為不課戶。註（不課謂皇親及八位以上男。年十六以下并蔭子者。老廢疾。篤疾。妻妾女家人奴婢。）
○類聚國史云。延曆十五年八月己卯。始置正親司。史生二員。（邦）

○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五
○ 諸國史記 卷之五 五

令新釋

正親司は和名抄に於保岐無大知乃司と訓
るは即ち諸王を岐無大智といふにふれり
岐無は岐美の音便なり正親は正皇親の
よしにて唐志に宗室の司を宗正寺と云
ふを損せり
皇親男女は此司に掌れり皇親名籍は二
世以下四世以上男女王の名籍なり
親王内親王は此限にあらは
繼嗣令に自親王五世者自入命婦宮人之列
といへり
此餘諸王の姓を給ひ出家入道の類は皇
親の例にあらされば名籍するべし

此後五世を皇親と定められしは文武紀慶
雲三年二月庚寅詔曰五世王雖王名既絶皇
親之籍遂入諸臣之列顧念親親之恩不堪絶
籍之痛自今以後五世之王在皇親之限との
制を立給へり

諸王は四世以下親盡る後に姓を給へる
に桓武天皇皇子岡成賜姓長岡朝臣皇子
安世賜姓良峯朝臣また嵯峨天皇の皇子
皇女五十人皆賜姓源朝臣而列諸臣者三
十二人とは更衣以下の御腹にて母氏賤
しき故にもあるべけれと男王三十二人
臣列と定められしは此御代と始めなる
べきかくてより古風も沿革まり二世王

も姓を給ふ例とはるれり正親式に凡諸
王有出家停給時服と記せば皇親の籍に
載せざるべし

集解に^{古記}延暦十七年壬五月廿三日勅に依
令五世王雖得王名不在皇親之限爰建慶雲
昇居親限云云宜^下停後格一依^中令條と定めら
れまた五世王も諸臣の列とるれりかくて
名籍は文武紀に大寶三年十二月甲子始皇
親五世王五位已上子年滿二十一以上者録
其歷名申送式部省と始て見ゆ

此は蔭位の事によれるならむ考課令に
よれば皇親歳十三以下歷名帳に載らる
べし後の制も正親式に凡諸王年滿十二

京職以歲終移宮內省以其移付諸司令勘
名籍更致之省と見ゆ
類聚國史^{職官に}陽成天皇元慶五年五月十日
令正親司進四世以上諸王歷名帳於大政官
每有關補隨令改正一如式兵二省補任帳下
委錄符之日即借勘會とあり
庚六典内外命婦の条に凡皇族五等親及
諸親三等存亡升降皆立簿籍每三年一造
除附之制並載於崇正寺とあるに似たり
正親式に凡諸王年滿十二年每年十二月云云
勘會名簿訖更送省明年正月侍官符到始預
時服之例といへり此司に名簿あるは考文
時服季祿の勘會ある故なり正親式に凡賜

時服王定四百二十九人待其死關依次補之
但改姓爲臣之關不補其代隨即減定額數ま
た凡賜祿女王定二百六十二人其隨關補
代代及改姓不爲關とあり
此項も猶諸王男女の多く坐せしを知る
べし
考文は女王の上日行事を記し本省に申し
等第を定め中務省に送るべし
中務省に女王名帳あるも考撰の料なり
男王は其家より式部省に送るへければ此
司に預らす考課令に嬪以上内親王家事隸
宮内省と云も嬪以上内親王家の仕女考文
は此司に申し省に送る事女王の如くなる

へし

女王また仕女の考文成此司に記すは男
官なき故なり

註に戸令に皇親爲不課戸とあるは京坊に
住める故なりされは京職の管なる事ある
ければ皇親名帳も此職に有へしとなり正
親式に凡諸王年満十二毎年十二月京職移
宮内省とあるも名籍にて年齢を志る證と
云へし

猶戸令に云へし

此司の史生は類聚國史彙に延暦十五年八
月己卯始置正親司史生二員式部式に正親
司史生二人使部六人と見ゆ

標注令義解校本

○皇親名籍穴問親王何答是約皇親也云云名
籍名帳戸籍也義解に二世以下とあるは皇
孫以下也一世の皇子は天子の御子にして
天子御家内の事なるに除て載せば皇孫に
至つては既に皇別の一家なるからに名籍
有て此司に掌る但皇子も親王にならせ給
へば即家あるゆゑに當司に預る宮内式に
凡親王諸王名籍者皆於正親司案記とある
にて知れたり然れとも二世以下を旨とし
て掌る司なれば正親の親字に皇子を入れて
は看へからば穴の如く一世は皇親の字に
約せる也されば正親の字の正面は諸王の

み也

新編令義講義

令義解講義

和名抄にオホキムタケノツカサとあり、皇親をオホキミと云へり、正一人掌皇親名籍事義謂二世以下四世以上名籍云、天子の御子は親王にして即ち一世なり皇孫を二世とす、以下四世までを皇親とす、五世は王と稱すと雖も皇親の限にあらず、慶雲三年制して五世も皇族に加ふ、皇親は課役を免さる、故に京職に於ても亦皇親の戸籍ありて不課を知るなり、又皇親年十三に及べば春秋時服の料を給ふ禄令、故に年十二に滿れば京職宮内省に移す、今の照會なり、省其移を以て此司に付し勘へ

しめ明年正月に及び時服を賜ふ又季祿あり延喜の頃は定員四百廿九人其死闕を待て補ふとあり(正親式)○正親の字は義解に云ふが如く二世以下の義なれど集解に穴問親王何答皆是約皇親也とみえ宮内式に凡親王諸王名籍者皆於正親司案記とあり皇子も親王にならせ玉へば即ち家ある故に當司に預るなり(標注)○古へは五世以下に至り姓を賜はりて臣列となる事なりしに桓武天皇の朝女孺の生みたる皇子二人に長岡良岑等の姓を賜はしが始にて嵯峨天皇以下は皇子皇孫に源或は平の姓を賜はる事例となれり

令新解

正親司條

本司は皇族方の戸籍の事を掌る役所也和名オホキミタケノツカサとあり皇親をもオホキミとよむ

長官は天子の御孫則ち二世以下四世以上の皇族方の戸籍を掌る也

〔字解〕○皇親は天子の御子は親王にして則ち一世なり皇孫を二世とす以下四世までを皇親といふ五世は王と稱して皇族の限に非ずと雖も慶雲三年に制して皇族に加へられたり古昔は大抵五世以下に至れば姓を賜はりて臣列にせられたりしに桓武帝の朝には皇子に長岡良岑等の姓を賜は

リしが姓にて、嵯峨帝以下は、皇子皇孫に、
源或は平姓を賜はる例となれり、第八篇
戸令第五條参看すべし、

皇孫の氏藤と掌る也、
皇子の天子の御孫限る二世以下四世以上の

令降臨

令義解 後宮職員令第三

令義解

後宮職負令第三

凡內親王、女王及內命婦朝參行立次第者各從本位。其外命婦謂其勲位妻者不預此色。凡令內稱五位以上者勲位者非也。准夫位次若諸王以上娶臣家為妻者不在此例。謂不在於外命婦之例。其內外命婦各須不雜而分別之。

凡親王及子者皆給乳母。謂若內親王嫁諸王所生子者不在給限也。親王三人、子二人所養子年十三以上雖乳母身死不得更立替其考叙者並准宮人自外女娶不在考叙之限。

今集解
凡內親王、女王、及內命婦朝參行立次第者各從
本位。朱云：女王謂四世以上也。中務五世王不入
者，未知而內命婦既朝參何？五世王不聽朝參，心
何？後度反云：五世王以上者，私案文先為四世以
上，但五世亦准入耳。歟？何也？又各從本位者，未知
何也？內親王以下，皆為有位立朝參歟？何？私案文
先為有位，何者？各從本位故者，未知何也？內親王
以下，外命婦以上，各不雜分別耳。如男朝參者，古
記云：問內親王行立次第，各依本位。意若為答？女
王有位無位並女王處行立，穴云：此條衣服令所
載四位以上，五位以上是也。但宮人六位以下，亦
依彼令可朝參於參文略耳。行立者，行猶列也。

令集解

凡內親王、女王、及內命婦朝參行立次第者各從
本位。朱云：女王謂四世以上也。中務五世王不入
者，未知而內命婦既朝參何？五世王不聽朝參，心
何？後度反云：五世王以上者，私案文先為四世以
上，但五世亦准入耳。歟？何也？又各從本位者，未知
何也？內親王以下，皆為有位立朝參歟？何？私案文
先為有位，何者？各從本位故者，未知何也？內親王
以下，外命婦以上，各不雜分別耳。如男朝參者，古
記云：問內親王行立次第，各依本位。意若為答？女
王有位無位並女王處行立，穴云：此條衣服令所
載四位以上，五位以上是也。但宮人六位以下，亦
依彼令可朝參於參文略耳。行立者，行猶列也。

中務以下五十四字
金本端本並削

別金本端本作列

別金本金一本塙
本作列、釋云以下
五十六字金本塙本
並削

未知以下三十三字
金本金本金一本塙
本作細註
依塙本作立
答金本金一本塙
本作益
又臣以下五十九字金
一本塙本並削
私案以下十字官本
作細註

其外命婦謂其勲位妻者不預此色凡令內稱五
位以上者勲位者非也釋云外命婦釋見中務卿
職掌也餘典義解無別也准夫位次跡云謂假一
位妻立五位後耳若諸王以上娶臣家為妻者不
在此例謂不在出外命婦之例其內外命婦各須
不難而分別之釋云案諸王以上不在外命婦之
例朱云諸王以上娶臣家為妻者不在此例者假
准夫位將列者則臣女可雜列女王之例也依此
不令出外命婦也未知若不依夫位自有位者何
若依自位依內命婦例何答然也又臣娶五世女
王為妻亦不令出外命婦也准夫位將列者則女
王可雜列臣女中故然則貴王情耳私案若有位
者立女王列耳歟何跡云諸臣聽娶五世王為妻

列金本金一本塙本
官本作別
私五世以下十一字官
本作細註
穴云以下六十字金本
塙本並削

內命婦以下註文塙
本並削

但亦不在貢命婦例何者皇親雖無位而列參給
祿故私五世不在女王然則可出外命婦穴云若
諸王以上娶臣家為妻者不在此例謂臣而不可
立王次故不合朝參耳但常得號外命婦耳問一
位妻與五位內命婦行立方何答至公武令可令
勲也古記云女王有位無位並女王處行立其夫
雖在預外命婦之例但皇親之外女王者得預
外命婦之例耳凡諸王以上不在出外命婦之例
若妻王者參王列有妻臣者不得朝參也內命婦
謂五位以上夫人也外命婦謂五位以下妻也
凡親王及子者皆給乳母謂若內親王嫁諸王所
生子者不在給限也釋及古記無別也案朱云內
親王嫁諸王所生子乳母不給者未知合聽嫁而

何不给乳母心何若依此文稱親王及子依狀所
云歟何答然也凡子者以父可稱也依母不可稱
故者問稱親王未知內親王何亦同歟何親王三
人子二人所養子年十三以上雖乳母身死不得
更立替朱云子謂廣稱辭也親王皆約者又云若
不死終身猶為乳母也但所養子身死者乳母之
名止耳但未知而未成選所仕考何空弃為當雖
止乳母名尚預宮人例可得位何貞大煩不決穴
云所養子年十三以上雖乳母身死不須更立替
未知生子年以幾為止乳母乎答不見止限耳其
考叙者並准宮人自外女豎不在考叙之限朱云
謂親王家有女豎依此文知耳此猶私就仕女等
者

令愚註草藁

凡內親王及內命婦

義按周禮天官內宰凡喪事佐外內

命婦其服位正サレハ誰云內命婦

ハ九嬪世婦ナリ外命婦ハ卿太夫人妻ナリ

誰云夏殷ノ禮爵命士ニ及ハス同春官肆師

內外命婦誰云命ハ爵命ノ義アリ

朝參行立次第者各從本位

集解曰來云此條衣服令ニ四品以上五位以

上ト載スル所是ナリ但官人ノ六位以下モ

亦彼令ニ依テ朝參スヘレ參ル文ニ於テハ

略スルノミ行立ハ猶列ノコトレ

其外命婦

謂其勲位妻者不預此色凡令内稱五位以上者勲位者非也

同釋云外命婦ノ中務卿ノ職掌ニ見ユ

准夫位次
同集解跡云謂レ假ハ五位ノ妻ハ五位ノ後

若諸王以上娶臣家為妻者不在此例

謂不在出外命婦之例其内外命婦各須不雜而分別之

開古記云女王有位無位並女王行立スル所其夫アリトヘ凡外命婦ノ例ニ預ラス但レ皇親ノ外女王ハ外命婦ヲ得ルノ例ナリ凡親王及子者給乳母

謂若内親王嫁諸王所生子者不在給限也

日本紀神代卷鸕鷀草葺不合尊生ノ段孝火

火出見尊婦人ヲ取リ乳母湯母及ヒ飯嚼湯

坐トス凡諸部備リ以テ養レ奉ル時ニ權ニ

他姫婦ヲ用ヒ乳ヲ以テ皇子ヲ養玉フ此世

乳母ヲ取テ児ヲ養スノ縁ナリ

親王三人子二人所養子年十三以上雖乳母身

死不得更立替

同集云子トハ謂ル廣ク稱スル辭ナリ親王

ハ皆約ス者レハ又養フ所ノ子身死ハ乳母

ノ名止ムヲ但シ未タ知ス而未タ成選ナ

ラス仕フル所ノ考何ヲ空ク弁テニ為當乳

母ノ名ヲ止ムトヘ凡猶宮人ノ例ニ預リ

位ヲ得ハキヤ何ノ東大ニ煩テ受セズ
其考叙者並准宮人自外女豎不在考叙之限

凡内親王及内命婦云々
○繼嗣令云王娶親王臣娶五世王者聽唯五
世王不得娶親王(正)
○延喜中務式云凡諸王以上娶臣家女爲妻
者不得准夫品位其内親王及女王亦不得准
夫品位但五世王者得准夫位(正)
凡親王及子者皆給母乳云々
○續日本紀云天平勝寶元年七月乙未從六
位上阿倍朝臣石井正六位上山田史曰女嶋
正六位下竹首乙女並授從五位下並天皇之
乳母也(正)
○續日本紀云延曆七年二月辛巳授從五位

講令備考

凡内親王及内命婦云々

○繼嗣令云王娶親王臣娶五世王者聽唯五
世王不得娶親王(正)

○延喜中務式云凡諸王以上娶臣家女爲妻
者不得准夫品位其内親王及女王亦不得准
夫品位但五世王者得准夫位(正)

凡親王及子者皆給母乳云々

○續日本紀云天平勝寶元年七月乙未從六
位上阿倍朝臣石井正六位上山田史曰女嶋
正六位下竹首乙女並授從五位下並天皇之
乳母也(正)
○續日本紀云延曆七年二月辛巳授從五位

下錦部連姉繼從五位上無位安倍小殿朝臣
瑯武生連柏並從五位下並皇太子乳母也(正)
○類聚國史云_{云々}延暦十三年十二月辛丑齋
内親王乳母无位朝原忌寸大刀自授從五位
下(正)

凡親王乳母无位朝原忌寸大刀自授從五位下(正)
天品_{云々}正_{云々}王_{云々}其内親王_{云々}女_{云々}王_{云々}亦不_{云々}
其喜中_{云々}左_{云々}王_{云々}以_{云々}王_{云々}娶_{云々}女_{云々}其_{云々}
王_{云々}不_{云々}娶_{云々}王_{云々}娶_{云々}王_{云々}娶_{云々}王_{云々}娶_{云々}王_{云々}
凡内親王_{云々}内_{云々}令_{云々}制_{云々}云_{云々}
凡_{云々}令_{云々}制_{云々}云_{云々}

令新釋

凡_は令文の凡例をいふ故に一条別に凡字
をもて其例をあらせたり
須倍_{ハテ}氏_ハ令条貫通の例を立たるものな
り唐の律令に諸字を用ふるに同じ
内親王は有品をいふなり
无品は朝堂に職位なく御所参見のみな
らむ
宮内式に凡_□親王名籍者云々其有品親王
若有_下諸事者_上申省受_下申官即朝参及勅召者申
送縫殿寮_上なり
内親王家事隸_下宮内省とある故に此省に
申する縫殿寮は女王及内外命婦宮人

名籍を掌れば朝参の日此寮に申送り内
親王の所に申するべし
内命婦は御所にある有位の婦人なり
十二司の女官を内といふへし
中務省註に婦人帶五位已上曰内命婦とあり
宮中に職事ある女官にて五位以上は宮
外は然らば
此號は仁德紀四十年に新嘗月宴會日賜酒
於内外命婦
此命婦は後の追書なるべしいにしへの
一階級なき御代に命婦の名あるへきに
あらば

聖武紀に天平五年正月庚戌内命婦正三位
縣大養橘宿禰三千代
縣大養は本姓なるを後に橘氏を給へは
かく襲は記せらるか
廢帝紀天平寶字七年正月甲辰朔授命婦正
四位下氷上真人陽侯正四位上とありかく
命婦は有位の婦をいへる名なり
命婦の名は周礼天官内宰条に中春詔后
帥外内命婦始蚕於北郊春秋左氏傳桓公
三年に宗婦或註云命婦大夫妻也といへ
り後周の代に周制によりて階級を一命
以下九命以上に改め命の多きは貴とに
故に有位の婦を命婦といへり隋の代に

命を改め品とし九品以下一品以上と
唐は隋の制にあれば有位を品婦と云へ
きに猶周制によりて命婦といへば皇國
の令にも取記されなりむさて内命婦
を考ふと周礼命婦注に内命婦謂九嬪世
婦女御也外命婦謂卿大夫之妻也と記せ
り
五位以上は勅授の制なれば一位以下皆同
五位以上に限れるをもて命を勅命の婦
と按ふは違へる事上に云が如し
されは妃夫人以下十二司五位の女官は皆
内命婦と廣くいふ詞なり

唐六典に吏部条云
凡内命婦之制貴妃淑妃德妃賢妃並為夫人
皆正一品昭儀昭容云々並為嬪正二品婕妤
美人才人寶林御女采女と見えて才人以上
正五品寶林以下御女正七品采女正八品な
るを皆内命婦と定めて五位以上に限ら
れど皇制は五位以上にて妃以下宮人云々
朝參は上に見ゆ行立次第云々は内命婦の
各本位階級の次第に版位す列立をいふ公
式令に凡文武職事散官朝參行立各依位次
為序位同者五位以上即用授位先位方位以
下以齒とある制によりて次第をなすべし
此法男女女官皆通用ふべし

外命婦は中務省註に五位已上妻曰外命婦
とあり一位以下五位以上臣等の妻を廣く
いへるなり

外は内に對へて宮外にすめる婦となり
されば内親王諸王の女の夫あるをいへり
唐六典第二吏部条に外命婦之制皇姑封
大長公主皇姉妹封長公主皇女封公主皆
視正一品太子之女封郡主視從一品王之
女封縣主視正二品とある公主郡主縣主
は臣家に嫁娶りて封せられたる婦なり
同百官志に吏部尚書云凡外命婦有六王
嗣王郡主之母為妃文武官一品國公之母
妻為國夫人三品以上母妻為郡夫人四品

母妻為郡君五品母妻為縣君勳官四品有
封者母妻為郡君との制を記せり

自餘臣家女も五位以上の妻は此列に入へ

其妻の五位以上の階を給はるも外命婦
なり上にいへる正三位橘朝臣三千代も
藤原不比等朝臣の繼妻にて此条の命婦
なりへくおもへて内命婦と記せるは外
祖母をもて別格なるへし

類聚三代格に神龜五年三月廿八日官符云
外五位父母右夫從免課役之例妻者得外命
婦之號不入朝參之例と外五位の制を立た

外五位も其妻外命婦の中に入るへしさ
れと内階にあらざれば其間の制を取り
たるなり

集解に外命婦未知嫡妻死繼妻號命婦哉答
可勘とあり

此說中務省の条に云り

繼妻を命婦といふ例は見えざると生子あ
れも嫡妻に准ふべきやあらむ妻號のあ
る故あり今もよく考ふべし

戸令分法に嫡母繼母嫡子各二分喪葬令
服紀に嫡母繼母同制にあるは母の號に
て妻にあらむ

註に勲位妻は此命婦の色は預らざるべ

し其證は令内に五位以上と稱するは勲位
を云に非る故となり

勲位は勲等のみにて文位を帶はざるを
いふ勲位も五位以上を兼たるは文位の
例によりべし

准夫位次は其妻元位諸王女にても外命婦
の號を得たるは其夫の本位次第に行立す
べきをいふされと其夫は王臣妻女二色あ
れども差別あり下文に云へし 衣服令に
外命婦聽夫服色以下は夫の位次に准ふを
もてあり文武紀に大寶元年十二月癸丑五
位以上婦不得著夫服色但朝會之日聽得色
以下とあるはいささか異なり

衣服令朝服条に初位以上衣色准男夫と
いふもの夫の當色を聽さるる故なり
唐百官志に凡外命婦朝參視夫子之品と
あり

若諸王以上娶臣家為妻者不在此例とは諸
王の妻臣家の女なれば夫の位次に准ふ例
にはありぬとなりさるは其家良華にあら
ぬ故に諸王の位次に列立難ければなり

天武紀八年正月戊子詔曰凡當正月之節
其諸王者母非王姓者莫拜と見えて舅母
は其母禮を行はぬても知へし

繼嗣令に凡娶親王臣娶五世王者聽唯五世

王不得娶親王と嫁娶の制を立られしも内
親王五世王女は王臣より貴ければ夫の位
次に列立を得べし五世王と内親王は尊卑
の懸隔ある故なり

五世王は皇親の限にありは諸臣に准ふ
故なり

中務式に凡諸王以上娶臣家女為妻者不得
准夫品位其内親王及女王亦不得准夫品位
但五世王者得准夫位とあるを考ふへし註
に王以上の妻臣家の女を娶れば内外命婦
の例にありぬといふはひる事なり
臣家の女も五位以上の妻となれば外命
婦といふ例あり

内外命婦は各共に雜混せし別に分て列立
すといへるは然るへし公式令に朝参行立
各依位次爲序云親王立前諸王諸臣各依位
次不雜分別註に親王行降一等諸王立西
諸臣列東と見ゆれば内外命婦の行立も此
式に准らるむ

親王及子は皇子皇孫なり

皇孫は二世王をいふ

乳母を給ふ制をいふ乳は和名抄に和名知
母所以飲子之汁也とあり

字書に乳者母也といへるは乳をもて兒
を養ふの故なり

神代紀に彦火火出見尊取婦人爲乳母湯母

云、于時權用他姫婦以乳養皇子焉此世取乳
母養兒之縁也と他婦をもて御母と定めら
れし始なり古事記卷に詔何爲日足奉答白
取御母定大湯坐若湯坐而日足奉と乳母の
事を御母といへり

御母は於毛と訓へし神武紀に初乳舍衛
之戰有人隱於大樹而免難仍指其樹曰恩
如母時人因號其地曰母木邑とある母木

を於毛と訓り恩如母の義なり

註に内親王も諸王に嫁り生める子は是
も皇孫なりと諸王の子なれば乳母を給ふ
限にあらすとなり
親王といふは皇子なるを知へし

親王三人子二人は給ふ乳母の員數をいふ
所養子年十三以上云々は乳母の養ふ皇子ま
た皇孫も十三歳に及へは其乳母の身死る
とも更に乳母を立替らるなり

十二以下は乳母を立替る例なりし
禄令に凡皇親年十三以上皆給時服と見え
て年十三は成人の例なり宮内式に凡給諸
王時服者歳満十二年十二月京職録名送
省省付正親司勘會虚實訖即申省とあり
年十三を成人といふは戸令凡男年十五
女年十三以上聽婚嫁とあるを按ふへし
其考叙者並准宮人は乳母の考叙は宮人に
准へ長上の制を云り中務省宮人註に乳母

東宮宮人とあり

乳母を宮人の中に記せらるも本文により

り
自外女暨不在考叙之限とは親王家に仕ふ
童女は長上の考叙にあらず乳母一人長上
の考にて其外は同制にあらずを詳にいへ

此文にて私家の女暨は皆同じ制を志し
せたり

標注令義解校本

○凡內親王女王云云女王二字一本及要略以
補不朱仁女王謂四世以上也中務
衆義解其五世者自入命婦官人例上有證

○內命婦古記云謂五位以上夫人行立穴云行猶

○外命婦古記云謂五位以上妻列也

○若諸王以上釋云按諸王以上不在外命婦例朱

云諸王以上娶臣家為妻者不在此例者假准夫
位將列者則臣女可雜列女王也依此不令出外
命婦也未知若不依夫位自有位者何若依自位
立內命婦列何答然也又臣娶五世女王為妻亦
不令出外命婦准夫位將列者則女王可雜列臣

女中故然則貴王情耳私按若有自位者立女王
列耳然何疏云諸臣聽娶五世王為妻但亦不在
貢女婦例何者皇親雖无位列奉給祿故私五世
不任女王然則可出外命婦古記云女王有位无
位並女王處行立其夫雖有不預外命婦之例但
皇親之外女王者得預外命婦之例耳凡諸王以
上不左出外命婦之例若妻王者奉王列有妻臣
者不得朝奉也今この説ともを取らば云む
に釋に諸王以上不左外命婦之例と云ふは
四世以上の女王は臣家に嫁しても外命婦の
例にあらずと也又朱説は四世王以上の臣女
を娶はるか夫位に准ずれば臣女も女王
の列にたつ也故に外命婦の列には立はる夫

位に准ずる事なりぬと云ふも自ら位あれば
其位に依て内命婦の列に立つ位无ければ朝奉
を得ざるべし朝奉を得る事朱は云ふ共
古記に妻臣者不得朝奉と見えたり中勢式に
凡諸王以上娶臣家女為妻者不得准夫品位と
あるは臣女は女王の列に立事は決てなりぬ
也又臣家に四世以上女王を娶て妻とする事
令条には无き制ある共中勢式の上に引く文
のつゝきに其内親王及女王亦不得准夫品位
但五世王者得准夫位と見えて當時は内親王
女王の大臣納言以下に嫁たまりも稀にはあ
る事なり共四世までは更に夫の品位に拘ら
ず假令は三世より四位女王あるが二位大臣

に嫁たるも、外命婦の二位の列には立、四位
女王の列に立つ、若内親王の大臣に降嫁し給
ふは、論をまた、内親王の列に立たず、但文
を按ずるに、女王の親王の妻とあり、内親王の
諸王の妻とあるは、夫の品位に従ふなり。べ
し、唯五世女王の臣家に嫁せしは、其身既に皇
親の限ならず、ゆゑに、式文及古記に依るも、
夫の位に准て外命婦たる也、かくて、本文の
若諸王以上の上字、要畧下に作せし下なれば、
二世諸王より、四世諸王までの事とて、親王は
は、娶臣下の制无きに立たるもの也、然共さて
は、た、諸王とのみ云て、以下の字を添ふべき
理なり、は、下とあるは、誤なり、

○謂不立於外命婦之例の於字、京本出に作る、要
畧同じ、今一本及東本に従ふ、

○各須不雜而分別の義解を翫み、外命婦も夫
と同所はた、別に列立、本文唯夫位次
の下なる疏に、假五位妻立五位後、とつゝは
誤也、

○凡親王及子は親王の子にて皇孫なり、男も女
も同じ、義解に依るに、内親王の親王に嫁て生
たれ、所の子の事也、

○所養子の子字、親王子との二を承く、子二人と
あり、子の親王子のみをいへるに、混同なり、

○乳母身死云云、朱云若不死終身猶為乳母也、但

○所養子身死者、乳母之名止耳、但未知而未成、選
所仕考、何、空、并、為、雖止乳母名、尚預官人例、可得
位、何、負、大、煩、未、決、

○自外女暨、朱云親王家有女暨、依此文知耳、此猶
私就仕女等者、

○凡親王女王云々、皇后宮へ朝参の時、庭上へ列
立するを云ふ、行立とは行列といふが如し、
各従本位とは叙せられたる位の順に立並
ぶを云ふ、○其外命婦准夫位次、外命婦は假
令自らは無位なりと雖も、其夫五位以上な
らば、其夫の位順に准して立並ふなり、○若
諸王以上娶臣家為妻者云々、これは内親王
及び二世より四世までの女王を臣家にて
娶り妻としたる者は、夫の本位に拘はらず
外命婦の例に在らずとなり、然ればかゝる
身分の者、朝會の時、何れの所に行立するを

令義解講義

凡内親王女王云々

朝参行立とは皇后宮へ朝参の時、庭上へ列
立するを云ふ、行立とは行列といふが如し、
各従本位とは叙せられたる位の順に立並
ぶを云ふ、○其外命婦准夫位次、外命婦は假
令自らは無位なりと雖も、其夫五位以上な
らば、其夫の位順に准して立並ふなり、○若
諸王以上娶臣家為妻者云々、これは内親王
及び二世より四世までの女王を臣家にて
娶り妻としたる者は、夫の本位に拘はらず
外命婦の例に在らずとなり、然ればかゝる
身分の者、朝會の時、何れの所に行立するを

大寶令新解

内親王以下席順條

内親王、女王及び内命婦等、皇后宮へ参内の時、庭上に列立する席順は、位階順によるへし、外命婦は、夫の位階順にせよ、若し諸王以上にして、既に臣下の家へ御降嫁あり、臣家の妻たる者は、外命婦に同断たるへしとな

親王皇子皇孫乳母條

天子の皇子及び皇孫には、皆各乳母を賜へ、親王には乳母三人宛、皇孫には二人宛、其養育の皇子皇孫、年齢十三歳以上は、達妹より他て乳母死亡する事あり、更ニ乳母を再

令義解

家令職員令第五

凡捌條

親王内親王准此。但文學不在此例。一品

文學一人。掌執經講授餘文學准此。家令一人。掌惣

知家事餘家令准此。扶一人。掌同家令餘扶准此。大

從一人。掌檢校家事餘從准此。少從一人。掌同大從

大書吏一人。掌勘署文案餘書吏准此。少書吏一人。

掌同大書吏。

二品

文學一人。家令一人。扶一人。從一人。大書吏一人。少

書吏一人。

三品

文學一人。家令一人。扶一人。從一人。書吏一人。

令集解

親王

內親王准此、但文學不在此例、

一品

文學一人

令，金本作今

案、金本金一本
塙本無

也。據金本宮本
補授下金本金一
本牆本有以下之
二字。

餘文學義解金
本全一本无

穴云、文學之考、何人定哉、答、令說主考文學以
 下書吏以上、但帳內資人有正文也、私案考課
 令云、凡帳內及資人、每年本主量其行能功過、
 立三等考第云云也、跡云、家令文學考者、本主
 定、不同學士者、皇太子令無考人也、本主等有
 考、家令之故也、
 掌執經講授、餘文學准此、家令一人、掌總知家事、
 餘家令准此、

註云、據金本
金本、據金本

私考課令云、凡家令、每年本主准諸司考法立
考注云云、考訖申省案記、注云、穴云、家令以下、不
同在京諸司之何例者、不約文官帳之例、又不
同外官日出上午後下之例故、粗舉一例也、跡
云、家令、不得同諸司斷決、朱云、家令、摠知家事、
一事以上也、但不得行決罰也、若有可決人者、
申本主者、未知、而犯徒以上罪者、不斷罪、直送
所司何、

扶一人、

掌同家令、

大從一人、

掌檢校家事、餘從准此、

朱云、檢校家事、謂具如神祇官祐職掌者、未知、

而此家司、如諸司可宿直何也、穴云、問、勾稽失
宿直、并主典讀申、及檢出稽失等事、放上文哉、
以不答、尚不同彼例、又於彼家令、稱監臨之例
故也、今說、准放神祇之例、亦准為監臨主守之
例、

少從一人、

掌同大從、

大書吏一人、

掌勘署文案、餘書吏准此、

朱云、大書吏、勘署文案者、此一端云耳、受事上
抄、檢出稽失、讀申公文、具如神祇官吏者、

少書吏一人、

掌同大書吏、

朱云、行署文案事、書吏為耳歟、無史生故何、問、家司無直丁情何、若取封戸人充用耳歟何、

二品

文學一人、家令一人、扶一人、從一人、大書吏一人、

少書吏一人、

三品

文學一人、家令一人、^{扶一人}從一人、書吏一人、

四品

文學一人、家令一人、扶一人、從一人、書吏一人、

文學一人、家令一人、扶一人、從一人、書吏一人、

令愚註草藁

親王一品

内親王准此、但文學不在此例

親王ノ二字、命文并、隔内十二字ハ義解ノ

文ナリ、而ルニ摸卯、本コレヲ脱ス、今集解

ニ因テコレヲ補フ

文學一人、掌執經講授、餘文學准此

餘文學ノ三字、元本以下ノ二字ニ作ル、餘例

ニ因テ今コレヲ改ム

家令一人、掌惣知家事、餘家令准此

集解曰、朱云、家令家事ヲ惣知ル一事以上ナ

リ、但没罰ヲ行フヲ得ス、若没スヘキ人ア

ラハ本主ニ申セ、者レハ未タレラス、而シテ

以上ノ罪ヲ犯サハ罪ヲ断ラス直ニ所司ニ
送レ
扶一人掌同家令餘扶准此
餘扶扶ニ准スルノ四字餘例ニ因レハ必ス
コレ有ヘレ故ニ更ニコレヲ加フ若元本コ
レヲ脱スル歟
大從一人掌檢校家事餘從准此
義按ニ神祇大祐ノ例ニ據ルトキハ則家事ヲ
檢校スル者若是別掌歟或同家事ヲ檢校ス
トハ其色何シ答ノ未タレラス位田食封季
禄帳内ヲ給ヒ炭薪ヲ給ヒ及ヒ帳内ノ功過
コレヲ掌ルカ如キ歟田令曰凡位田一品ハ
十町二品ニ六十町三品ニ五十町四品ニ三

十町女ハ半ヲ減ス禄令曰凡食封ハ一品ニ
八百戸二品ニ六百戸三品ニ四百戸四品ニ
三百戸内親王ハ半ヲ減ス凡皇親年十三
以上皆時服ノ料ヲ給フ條ノ義解曰其親王
ハ令條ニ見エス別式ニアルヘルト云々軍
防令曰凡帳内ヲ給フ一、一品ニ一百六十人二
品ニ一百四十人三品ニ一百二十人四品ニ
一百人女ハ半ヲ減ス減スル数等レカラサ
レハ多ニ從テ給フ雜令曰凡後宮及ヒ親王
ニハ炭ヲ給フ十月一日ヨリ起テ二月三十
日ニ盡ク其薪ハ用ノ多少ヲ知リ量給ヘ炭
ヲ供進スルハ此例ニアラス考課令曰凡帳
内及ヒ資人毎年本主其行能功過ヲ量テ三

等ノ考第ヲ立ツ。恪勤懈ラズ。清廉主ニ稱ラ
ヲ上トシ。祇兼意ニ合ヒ。産業怠ラサルヲ中
トシ。好テ私ノ假ヲ請ヒ。數々慥失アルヲ下
トス。是コノ類ヲ掌ル

少從一人掌同大從

大書吏

義按吏。府史ノ屬也。亦吏トイフ。一人掌勸署文案。餘書吏准此。少書吏一人掌同大書吏。

集解曰。唐云。行テ文案ニ署スルノ事。書吏ノ掌トスルカ。史生ナキハ故ヘ何シ。問フ家司直丁ナキ情ハ何シ。答。計戸ノ人ヲ取テ克用ルノミ歟。何シ。

六典從作正。蘇

講令備考

○唐六典云。太子家令寺。家令一人。從四品上。家令之職。掌皇太子之飲膳倉儲庫藏之政令。總食官典。倉司藏三署之官屬。凡皇太子備禮出入。則乘輅車具威儀。先諸臣以導引。若祭祀賓客。則供酒食。以爲獻主。若進獻賜與。則奉金玉貨幣。而以法式贊之。凡宮坊府掌廨宇。及牀几茵蓐席器物。不供。唐志不供作非取。於將作少府者皆供之。丞掌判寺事。凡食官典。倉司藏之出納。籍其名數。以時刺于詹事。凡莊宅田園。必審其頃畝。分其疆界。寘于籍書。若租稅隨其良瘠。而爲收歛之數。以時入之。禁其逋違者。若宮朝坊府有土木宮繕。則下於司藏。命典

事以受之。(正)

正按家令者唐例皇太子家之官也。本朝取為親王及職事三位以上家之執事。然家令寺丞所掌與本朝家令之職似一同也。

○續日本紀云。靈龜二年六月乙丑制。王臣五位已上。以散位六位已下。欲充資家者。人別六人已下聽之。

正按是後世所謂別當家司之類歟。

○續日本紀。養老三年冬十月辛丑。詔曰。云々。其賜一品舍人親王內舍人二人。大舍人四人。衛士三十人。益封八百戶。通前二千戶。二品新田部親王內舍人大舍人四人。衛士二人。益封五百戶。通前一千五百戶。其舍人以供左右雜

使衛士以充行路防禦云々。又養老四年三月甲子。有勅。特加右大臣正二位藤原朝臣不比等。授刀資人三十人。(并)

甲子年陳陳時亦大興五二卦難察時與本
新編士以文刊部內東之文東決西車三假

令新釋

一品は親王の階級なり官位令に親王一品と
あり此文に親王脱たるか
集解に親王一品内親王准此とあり此内親
王准此の義は誤りなり一内親王の家は
男官を置るゝ例格は見えに考課令に内
親王家事隸宮内省は男官なく考文の等
第を定めかたき故なり其證は維殷寮の宮
人考課註に内侍以下十二司之考課即司録
上日行事送於此寮寮定考第中中務省以下内
侍無男官故也といへるに同じからむ東宮
職負に女官の制を記さず内親王家も仕女
は有きたるを親王家男官に内親王の家も

准ふはのみき誤なり
其家の私臣職を載れば家令といへり

家令の義は下に云へり
文學は親王家の學士なり東宮に學士あれば
文學と云かへたるのみにて其職は同じ即ち
侍讀の官をいふ

唐の東宮官の崇文館に學士あり此二職の
名に據り學士文學を東宮親王にわけいへ
るるらむ六典に親王府云傳一人友一人文
學二人と置たり皇制は文學一人なり
東宮學士の条にいへる臣列にあらされは家
令の上に載たり祿令に季祿家令降一級唯文
學不在降限と記せり其考は考課令凡家令註

に即文學亦主考式部式に補任文學家令直申
大政官とあり

家令は式部省補任と令文に見ゆ直に官に
申すは後の例ならむ文學は考を定むる本
司なれば本主より等第を定め省に送る
なり

執經講授は經術をもて講學教授の師といふ
本主また家臣属まつり教授の科に置る
なり

東宮學士は執經奉説とあるを講授といふは
其文をかへ記せる令文の常なり

東宮親王の差別を立る例いと多かり
餘文學准此は二品以下の文學同例をいふ

此例貫通のこと神祇官に餘長官惣判准此
とありかく本註を加へたるは皆同し
家令は其家の令長なり令は坊令の令に同し
孝德紀に令と宇那加志と訓り即ち家事を催
促て違失をからしむる義を取れるなりむさ
はは家事惣判と云へし
唐六典東宮条に有大子家令丞の細書に大
子稱家故曰家令と記したる
和名抄に長官家曰令とあり親王各其家あり
は令と置たるにこそ
後には家司といひて家令といふ事見えに
家司とは書司以上をいへる惣辨なり國に
守令椽目郡に領主政帳あるを國司郡司と

云か如し
此家司補任は式部省に補任家令註に先詮擬
中官然後乃補任也また選叙令に家令等判任
式部式に凡考撰之日及位記請外即補任文學
家令銓擬郡司並申大政官といへり
禄令註云書史以上通稱家令と云るは異な
り其条に云へし
惣知家事は親王家を惣判の長官をいへり扶
は家扶にて家令を佐扶の義にて副職をいへ
り和名抄に次官家曰扶とあり従は其家の庶
事紀判の職なり
従は家令扶の處分を受けて家事を務むれ
は其義によりしか

考課令の註に從得判官最と見え和名抄に判官家曰從とあり其職の家事檢校といふにて知るへし書史は記事官なり

板本に書史と記せる吏は主典に異なり誤字なりへし

考課令に家令註云書史得主典之最和名抄に佐官家曰書史とあり私家にては諸司と同じく四等の職を置けたり

此外帳内舍人資人あり是は軍防令に云か如し

二品以下四品以上各四等の職差降の次第を立たりおいて異なり事なり

一品七人二品六人三品四品共に五人にて

書史大少の員なり

内親王家の女官も此差降ありむと定めかた

し此女官は後宮の制に准ふへし男官の差等はあり

標注令義解校本

○文學穴云文學之考何人定哉答令說本主考文學以下書吏以上但帳內資人有正文也疏云家令文學考者本主定不同學士者皇太子令无考帳內資人之本主等有考家令之故也

○家令集解云私考課令云凡家令每年本主准諸司考法立考注云云考訖申省案記穴云家令以下不同在京諸司之例者不約文官名帳之例又不同外官日出上午後下之例故舉一例也疏云家令不得同諸司斷決朱云家令惣知家事一事實上也但不得行決罰也若有可決人者申本主者未知而犯徒以上罪者不斷罪直送所司何云云凡家令者唯得決替任丁不得決資人

○檢校家事朱云謂具如神祇官祐職掌者未知而
以家司如諸司可宿直何也穴云同勾稽失宿直
并主典讀申及檢出稽失等事放上文哉以不答
尚不同被例又於彼家令稱監臨主守於例不當
也為不同稱監臨內外諸司主典以上為監臨之
例故也令說准放神祇之例亦准為監臨主守之
例

○大書吏の吏字東涯本史に作る非也職原抄亦
誤て史に作る少書吏の吏に作る同じ朱云勘
署文案者歟一端云耳受事上抄檢出稽失讀申
公文具如神祇官史者

○少書吏朱云行署文案事書吏為耳歟无史生故
何又問家司无直丁情何若取封戸人充用歟何

○三品四品一本連書せむに從へし文學以下共
に同じ別にすゝゝ

○三品四品一本朝書きしり判りし文學取不具

令義解講義

文學一人

内親王には文學を給せざる事前の本注にて知らる

家令一人

掌惣知家事親王家の封戸を始め雜事を
知り、同僚を監臨し、稽失宿直を勾ふ、集解に
凡家令者唯得決答仕丁不得決資人^うとある
は、當時何れり官にても裁判權を有したれ
は、下僚に罪あれば長官專決したる事は、獄
令に見えたるが如し、但し家令に至りては、
只仕丁を答つのみにて、資人なりとも決罰
は本主に関するなり、職事一位より三位ま

ての家令も亦同じ、
扶一人

次官の事を行ふ、大従一人、少従一人判官の
事を行ふ、

大書吏一人少書吏一人

主典の事を行ふ、

○親王には此他に帳内とて舍人の如き者
と給する事軍防令にみゆ、又直丁には封戸
の人を取て充るか、と集解朱説に云へり、

文學一人
令新解

親王

内親王准此、但文學不在此例、

一品

文學一人

掌執經講授、餘文學准此、

家令一人

掌惣知家事、餘家令准此、

扶一人

掌同家令、餘扶准此、

大従一人

掌檢校家事、餘従准此、

少従一人

掌同大徒

大書吏一人

掌勅署文案、餘書吏准此

少書吏一人

掌同大書吏

教師は經書を講し教へ奉り、但し内親王には教師を附給はず、家令は親王家の封戸を始め一切の雜事をし知り、同僚以下奴僕に至り（まじりて監督し兼て家内に生ずる）種々の裁判判決をし行ふなり、家扶は他役所の次官の如し、家從は判官にして、書吏は他の主典の如し、其他帳内と云うて舍人の如きものを給與せらるあり、詳細は第十七篇軍防令第四十

八條、四十九條に解釋す

〔家解〕

○家令の令は法律命令の令意に非ず、近く維新當時に縣令なる官あり、今の府縣知事の如く一の長官也、故に官署の長と云ふ意なるに因れり、○扶は佐也、相也、又護る也、○從は侍從と其職務を異にすれ共文字の出據稍近似の矣ある如し

令義解 選叙令第十二

令義解

選叙令第十二

凡蔭皇親者親王子從四位下

謂親王者不限有品無品皆是凡一部令內稱親王不注品階者皆依此例

諸王子從五位下其五世王者從五位下

謂既不在諸王之限故同諸臣著緋子降一階庶子又降一階唯別勅處分不拘此令

凡考滿應叙者若有蔭高者聽從高

凡犯除名限滿應叙者三位以上錄狀奏聞聽敕其正四位於從七位下叙從四位於正八位上叙正五位於正八位下叙從五位於從八位上叙六位七位並於大初位上叙八位初位並於少初位下叙若有

出身位高此法者仍從高免官免所居官亦准此

出身謂藉蔭及秀才明經之類

謂以父祖蔭及秀才明經出身若犯除名者限

滿之日復聽叙本蔭本第

即才優擢授者並不拘常例

凡五位以上子出身者一位嫡子從五位下庶子正六位上二位嫡子正六位下庶子及三位嫡子從六位上庶子從六位下正四位嫡子正七位下庶子及從四位嫡子從七位上庶子從七位下正五位嫡子正八位下庶子及從五位嫡子從八位上庶子從八位下三位以上蔭及孫降子一等

謂嫡孫降嫡子庶孫降庶子也

外位蔭准內位

其五位以上帶勳位高者即依當勳階同官位蔭四位降一等五位降二等

謂亦降其子蔭位也

令集解

凡蔭皇親者親王子從四位下
謂親王者不限者品無品皆是凡一部令內稱親
王不注品階者皆依此例釋云親王不論有品無
品凡一部令內稱親王處不顯品者一皆放此朱
云親王子從四位下者未知皇太子之子何同不
若問稱子者女子不入又內親王之子不入何
諸王子從五位下
古記云諸王子從五位下謂三世四世王也二世
王亦號諸王耳也朱云諸王子從五位下未知稱
諸子者三世歟答私案於此條然但大例孫王以
下皆諸王耳繼嗣令初條有正文也
其五世王者從五位下

謂既不在諸王之限故同諸臣著緋也釋云其五世王者從五位下子降一等從五位下是著緋衣也子謂五世王之子也慶雲三年格云自今以後五世之王在皇親之限其承嫡者相承為王自餘如令郎著紫服者依此格哉子降一等謂六世以下也不合得蔭也古記云其五世王者從五位下謂此與諸臣同位著緋朝服亦得任六位以下官也但慶雲三年格云云依此格式子降一階謂六世王即得王名七世以下不合得名也次云師云三世王不聽取五世王為養子何者五世王已絕皇親藉為諸臣豈得成三世王之子而還名四世王乎是知不可許也可案延曆十七年閏五月廿三日勅云依令五世之王雖得王名不在皇親之

限爰速慶雲昇居親限如聞頑闇之輩苟規微祿携養庸流名為已胤遂附屬籍以汚宗室非徒速禍於一己同亦延贖於七庶朕所以丁寧過於再三曾不改悟彌長奸濫靜言其弊深令徵清宜停後格一依令條俾夫玉石殊貫蘭艾不雜主者施行天平元年八月五日勅云五世王嫡子已上聽孫王生男女者入皇親之限延曆十五年十二月九日勅云皇親之蔭事具令條而宗室之胤枝族已衆欲加榮班難可周及是以進仕無階白首不調養育於此實合矜恕宜其四世五世王及五世王嫡子年滿廿一者叙正六位上六位庶子者降一階叙自今以後永為恒例

子降一階庶子又降一階唯別勅處分不拘此令

法者仍從高(正)

○唐律疏議曰除名者官爵悉除課役從本(在)

○通鑑梁武帝紀魏高肇奏除李平名胡三省

曰除名不得通籍禁門(在)

○續日本紀云准律令於律雖有除名之人六

載之後聽叙之文令內未載除名之罪限滿以

後應叙之式宜議作應叙之條其云々(正)

○續日本紀云慶雲三年二月庚寅云々制

七條事云々又令內未載除名之罪限滿以後

應叙之式宜議作應叙之條其云々

羽倉在滿說據此文則選叙令除名限滿應

叙條養老刊修之時所加條也(考)

凡五位以上子出身者云々

○六典二吏部條云有以資蔭

謂一品子正七品上叙從三品子遞降一等

四品五品有正從之差亦遞降一等從五品

子從八品下叙國公子亦從八品下三品已

上蔭曾孫五品以上蔭孫孫降子一等曾孫

降孫一等贈官降正官一等散官同職事若

三品帶勳官者即依勳官品同職事蔭四品

降一等五品降二等郡縣公子準從五品孫

縣男已上子降一等勳官二品子又降一等

二王後子孫準正三品蔭(考)

○文獻通考三四曰唐制凡用蔭一品子正七品

上二品正七品下三品子從七品上從三品子

從七品下正四品子正八品上從四品子正八

品下正五品子從八品上從五品及國公子從八品下(秀)

○續日本紀云慶雲三年二月庚寅又制七條事云々准令籍蔭入選雖有出身之條未聞豫選之式自今以後取蔭出身非因貢舉及別勅處分並不在常選之限其云々(正)

○政事要略云弘仁格云太政官謹奏内外五位不合同等事

蔭其子

右外正五位嫡子從八位上庶子大初位上外從五位嫡子從八位下庶子大初位下即有犯罪者准犯配決不須蔭贖

以前奉勅刪定内外五位貴賤差別臣等商量具件如前謹以申聞謹奏

神龜五年三月二十八日

件格立考限位祿位田贖物位分資人等之法然而依多不取為見配決之理亦取蔭贖之文抑如此格者外位子孫就令雖有父祖之蔭就律不在減贖之限而已

○又云問買五位之者子孫可蒙蔭乎答輸財助國用位記狀云肆勤南畝盡力東條傾家資以助國用不有褒賞何能勸人宜降及世之榮俾申勞農之勞者既謂及世之榮何無蔭親之法子孫蒙蔭似存朝章此問答又見至要雜事雜部(正)

○續日本紀云天平寶字五年三月丙戌朔乾

政官奏曰外六位已下不在蔭親之限由此諸國郡司承家者已無官路潛抱憂嗟朝議平章別許少領已上嫡子出身遂使堂構無墜永世繼宗但貢兵衛者更不得重奏可正鄰按雖開出身之路而未見其叙位之法可考

○政官奏曰外六位已下不在蔭親之限由此諸國郡司承家者已無官路潛抱憂嗟朝議平章別許少領已上嫡子出身遂使堂構無墜永世繼宗但貢兵衛者更不得重奏可正鄰按雖開出身之路而未見其叙位之法可考

令釋

唯

父祖ノ蔭モ
廿ヨリ結也

出身者皆凡皇親

天子ノ御親屬也
是ニモ蔭位アリ

親王子

從

天子ノ
孫也

從四位下

令ニ初位ト申レ有品無品ニカマハス
諸王親王子孫也

從五下

ヨリ也

從

天子ノ
孫也

從五位下

令ニ初位ト申レ有品無品ニカマハス
諸王親王子孫也

從五下

ヨリ也

謂不在諸王限

當ヨリ臣下
同前ナリ

故緋ノ袍ヲ着トス

諸王五世王蔭同
階雖ふて位五
上より降子一
等の例なり

親王とは有品無品の限なく皆親王と稱せり
すへて令條一部の内親王と稱し其品階を記
さぬは皆此條に依ていへり
親王の階級を品といふは官位令に云か如
諸王子從五位下は三世王四世王といふ凡て
親王は品階を申せと二世以下は人臣に准へ
て位號をいふ例にて公式令に應叙親王四品
諸王五位諸臣初位の制にて知るべし此從五
位下階の正一位の蔭に同制なるは蔭の高き
に依るなりむ
人臣は一位を極階とせり
元明紀和銅五年春正月戊子授无位上道王大

野王倭王並從四位下无位額田部王云云並從
五位下と諸王の叙位見えたり元正紀靈龜元
年九月己卯詔皇親二世准五位三世以下准六
位とあるは無位給祿の制を定められたるも
のにて蔭をいふにあらば思ひ混ひる其五世
王者從五位下は公式令の諸王五位とある例
なり
按に諸王子從五位下五世王同階なるは上
下の記り有へし継嗣令に五世王者不在皇
之限と見えて諸王の子に同じからぬを按
ふへし唐六典第二に親王諸子封郡王者從
五品上とある制によりて從五位上を寫し
記れりか或説に五世王者從五位下といふ

を心得兼て者字は亦の訛と記せるはよく
誤なり
文武紀大寶三年十二月甲子始皇親五世王五
位以上子年滿二十一已上者録其歷名申送式
部省とあるは諸臣に同じく二十一以上の諸
王子は蔭位出身の例を立らばし始めなるへ
き此五世王継嗣令によるは諸王の限にあ
る諸臣に同じく五位緋色の衣を服するなり
んといへるは信がたし
五世は皇親の外ならんさすかに其名殘
ありて諸臣に同じからん
衣服令に諸王禮服二位以下五位以上並淺紫
衣と定められ集解に慶雲三年格云自今以後

五世王在皇親之限其承嫡者相承為王自餘如
令即着紫服とあり
衣服令註に五世王不入此限令内通例也即
須著諸臣之服といへるも此義解と同じ誤
なり
高野紀神護景雲元年四月辛巳始授諸王四世
者正六位上五世者從六位下其朝服用纁色と
あるは六位の服を始て立られしにて諸王五
世の服色にあらず
纁は淺緋の色なり
子降一階庶子又降一階は五世王の子にて六
世の嫡庶なり降一等は嫡子正六位上庶子正
六位下階をいふ桓武紀延暦四年五月癸丑是

日詔曰云云但有蔭者各依本蔭四世五世及承
嫡六世已下王年二十以上並叙六位とある六
世以下の蔭なるへし
六世已下は八世以上よりあらんか
戸令不課戸註に五世王者本蔭五位雖非皇親
理宜不課六世王縣准本蔭比五位孫故輸調免
徭可得出仕八世以下者資蔭已絶差科賦役一
准白丁といへと嫡家は七八世も王號を聽さ
れ白丁に同じからん故に六世以下といへる
なり
戸令註説も專ら依りかたし
集解に延暦二年十二月九日勅云皇親之蔭事
具令條云云宜其四世五世及五世王嫡子年滿

文武紀慶元元年正月
癸巳詔曰元位長屋王
授正四位上元位大市王
手嶋王並授從四位下は
別勅ありし

二十一者叙正六位上但庶子者降一階叙自今
以後立為恒例とあるは此令文を再び治ら
しなり
但し文武紀大寶三年の格を重ねかへられ
しときこゆ
唯別勅處分不拘此令は恩降の別勅にて諸王
に授位は此令の蔭制に拘らざるを云

諸王は二世王三世王なり、子といふは、即其二
世の子は三世王也、三世の子は四世王也、故に
古記云諸王子謂三世四世王也、

標注令義解校本

○親王子とは、二世王の事也、次に諸王子とある
諸王は二世王三世王なり、子といふは、即其二
世の子は三世王也、三世の子は四世王也、故に
古記云諸王子謂三世四世王也、
○其五世王者の者、一本亦に作る、三世四世王も
從五位下五世王も從五位下にて同階なるを、
別にいふは五世王は王名は有といふとも、
皇親に疎きゆゑ王位を給はて、臣位を給ふ衣
服令に諸王二位以下五位以上、並着淺紫衣、未
だ同令義解に五世王着諸臣之服、こゝにも同
諸臣着緋と見え、同位ながら其別あり、あほ
戸令にいふ、

○子降一階か、れば五世王の子は正六位上、庶子正六位下也、下條に二位嫡子正六位下、庶子從六位上と見ゆ、五世王の嫡庶かく諸臣二位の嫡庶より猶高階を給ふを以て、王氏を優せらるゝの隆を知つ

○聽從高跡云假令五位以上子年十九任雜色、至考滿之年合授位之類云云、穴云問父得五位者不待考滿叙、蔭位また古記云若蔭高者從蔭叙、若選高者從選叙、故云聽從高

○凡犯除名、名例律云除名者官位勲位悉除、課役從本色、六載之後聽叙、若本犯不至免官而特除名者、叙法同免官例、また穴云滿限之後、内位叙内位、外位叙外位

○高於法者、京東二本、高下於字を脱す、集解を以て補ふ

○免官、名例律云免官者、三載之後降先位二等叙、免所居官及官當者、暮年之後降先位一等叙、抄云免官、謂二官並免、免所居官、謂免所居之一官也、若兼帶勲位者、免其官位、愚按解者、除官職不除位、免所居官、官位勲位共除一階也

○亦准却とは、出身の法、除名に同く、また從高と也

○出身、謂籍蔭云々、慶雲三年二月續紀云准令、籍蔭入選、雖有出身之條、未明豫選之式、自今以後、取蔭出身、非因貢舉及別敕處分、並不常選之限、親云蔭前後同也、出身謂除名後出身也、跡云出

身、謂假令從五位子授八位、犯罪除名者、限滿之日、還位五位、蔭亦授八位、若蔭更高者、依高合叙也。

○父祖蔭及秀才明經の秀才二字、京本脱、以集解を以て補ふ。

○並不拘常例の並字、疑らくは衍、凡五位以上子、親云若養兄弟子者亦同とこれ

上件の凡為人後者云云にあはせて加へし。

○正五位嫡子云云、親云神龜五年三月格云外正五位嫡子從八位下、庶子大初位下、これ續紀に三月敕定外五位々祿蔭階等科とあるに當り、か、此は外五位の蔭位は内位に一等を減せしむ

たるを、下の本注に外位蔭准内位とあるは、いかゞ、但撰令の時はかくの如くに、外位には其蔭准外位を給へりや、准内位とは内位の方より、正五位の嫡子正八位下なるを、外位のかたより、正五位の嫡子外正八位下を給ふ事なり、庶子も是に同じ、然に神龜の格にて、外位の蔭を、内位に一等降て給ふ如くなれ、にや、

○蔭及孫降子一等、穴云問文云三位以上蔭及孫降子一等、繼嗣令云三位以上繼嗣者皆嫡相承、若无嫡子及有罪疾者立嫡孫、无嫡孫者立庶孫、以上者未知立庶孫之日、同與嫡子之位哉、答可與、凡以孫列為嫡降嫡子一等、以子列為嫡者、子

與嫡之位古記云嫡孫降嫡子一等庶孫降庶子一等嫡孫謂嫡子之長子庶孫謂嫡子之衆子并庶子之子等跡云未得嫡孫之名降庶子一等令叙但立嫡孫訖降嫡子一等叙但嫡孫同母弟等皆降庶子一等令叙かく三位以上なりては蔭孫の事は无かりしに穴に延暦十九年四月官奏云應蔭四位孫事謹按令條三位以上蔭及孫降子一等者然四位蔭孫一同五位今四位者爵号既尊封秩是厚而及孫之蔭尚未有殊斟酌其理實非弘恕伏請降子一等以及孫蔭庶使冠蓋異等尊卑別次

○其五位以上釋云四位以下不至三位勲二等正四位勲三等從四位勲四等さて蔭位の法三位

まては正從を分たれ故に三位嫡子は從六位上庶子は從六位下也またに假令四位帶勲一等者嫡子降三位嫡子等應得從六位下又庶子降三位庶子一等應得正七位上五位子嫡庶各降二等可准之これに依て按に三位にて勲一等を帶せれば官位を蔭に取るも勲位を蔭にとるも同きゆゑこゝに載りして四位にて勲位の高を帶せり五位にて勲位の高きを帶せりが蔭に依て叙するの法をのみ擧むとて四位以下五位以上として三位まては係さる也又古記に其五位以上帶勲位高者謂正五位帶勲一等降二等准正四位蔭帶勲二等降二等准從四位蔭若從五位帶勲一等二等降法典

正五位同、これにて詳なり、勲一等は正三位に
當り、五位は二等を降し法中、若正五位の人、
勲一等を帶したる時は、其勲一等を正三位に
當り、それより二等降して、正四位上となる、是を
准正四位と云、正四位の蔭を承は、嫡子正七
位下、庶子從七位上也、勲二等を帶したるも、ま
た從五位の勲一等勲二等なるも、是に准て知
す、四位は一等を降す法なり、中、正三位より一等
降して、從三位の蔭に准て、三位の蔭を承は、嫡
子從六位上、庶子從六位下なり、

令新解

凡蔭皇親者、親王子從四位下、諸王子從五位下、
其五世王者、從五位下、子降一階、庶子又降一階、
唯別勅處分、不拘此令。

皇族に蔭位を授けらるゝは、親王の子に從
四位下、諸王の子に從五位下、其五代目の王
には從五位下、嫡子は總て一階下、又二三男
は嫡子より一階下とせよ、但し別に勅裁に
て賜はるは本令に拘はらずと也
〔字解〕○親王は天子の御兄弟、則ち皇兄弟及
び御子、即ち皇子を云へり、○五世王は天子
より五代目也、第十三篇繼嗣令第一條に詳
か也、

令義解

繼嗣令第十三

凡皇兄弟皇子皆爲親王女帝子亦同

謂據嫁四世以上所生何者宋下條爲五世王不
得娶親王故也

以外並爲諸王自親王五世雖得王名不在皇親之

限

凡王娶親王臣娶五世王者聽唯五世王不得娶親
王

王娶時王出妻五世王娶親五世王不娶妻
以王並是諸王自時王五世親親王五世不娶妻
則娶時王姑也
附錄四世以上所娶妻五世王不娶妻
小皇兄弟皇子皆皇親王女帝子亦同
附錄合卷十三
今集解

申東本作由

同下宮本有者字
生宮本作王
案以下四字據
金本宮一本書補

令集解

凡皇兄弟皇子皆為親王

古記云未知三世王即位兄弟為親王不答得也穴云皇姊妹皆為親王問皇祖皇考何稱答不見文有別申耳不入此令也

女帝子亦同

謂據嫁四世以上所生何者案下條為五世王不得娶親王故也穴云女帝子者其兄弟者兼文述訖故只顯子也孫王以下皆為皇親也朱云女帝子亦同未知依下條四世王以上可娶親王若違令娶女帝生子者為親王不何案前為親王者今所疑者嫁五世王及凡人所生子為凡人哉古記云女帝子亦同謂父雖諸王猶

否金本作答

令案本作令
限續紀作籍
恩之篇本作之恩
病續紀作痛

為親王父為諸王女帝兄弟男帝兄弟一種
以外並為諸王自親王五世雖得王名不在皇親
之限

跡云五世王不入諸王之例故雖帶五位不合
著紫衣等朱云自親王五世雖得王名不在皇
親之限謂只五世王一色不在皇親之限者未
如何文與義如相違乎否穴云文云自親王五
世雖得王名不在皇親之限者五世僅得王名
至六世必賜姓成臣不可得王女耳在穴記慶雲
三年二月十六日格云准令五世之王雖得王
名不在皇親之限令五世之王雖在王名已絕
皇親之限令五世之王雖在王名已絕皇親之
籍遂入諸臣之例顧念親親恩之不勝絕籍之

女續紀无

室據案本宮本補

病自今以後五世之王在皇親之限其承嫡者
相承為王自餘如令天平元年八月五日格云
五世王嫡子以上娶孫女王生男女者入皇親
之限自餘依慶雲三年格延曆十七年閏五月
廿三日勅云依令五世之王雖得王名不在皇
親之限爰逮慶雲昇居親限如聞頑闇之輩為
規微祿携養庸流名為己胤遂附屬籍以汙宗
室非徒速禍於一己同亦延黷於七廟朕所丁
寧過於再三曾不改悟彌長奸濫靜言其弊深
合懲清宜停後格一依令條俾夫玉石殊貫蘭
茝不雜主者施行
凡王娶親王臣娶五世王者聽
朱云王娶親王者聽未知親王娶內親王者聽

答宮本以下三十八字无

由下金本有所由
之二字、世、金本
宮本作月

不、凡此條稱王者、諸王歟、若天皇歟、答、諸王也、
何者、上條義云、女帝子亦同、謂嫁四世以上所
生、何者、案下條、爲五世王不得娶親王故也、古
記云、娶五世王者聽、謂廣至于庶人稱臣也、
唯五世王、不得娶親王、
穴云、五世王、不得娶親王、未知科罪之後離之
哉、答、不合離、假、不由、三世內論者、科違令、不離
義也、又官戶陵戶於異色婚、少異故、朱云、五世
王、不得娶親王者、然則、娶孫以下聽哉、何、

令義解筆記

凡皇兄弟

云、集解云古記云女帝子亦同謂父雖諸王獨為親王
父為諸王女帝兄弟男帝兄弟一種

女帝子亦同

白書スヘ本注

五世

賜氏為人臣時也

可立

嫡子可上脫不字

叙訖

恐其置嫡子立孫弟故有一一之文

無母弟

母上脫同字

氏宗一勅

氏宗一本家、丁也本注勅下脫字不

任器用

用下脫着字

謂繼父

父下脫着字

今義和親

凡皇兄弟皇子云々

凡皇兄弟皇子云々

講令備考

凡皇兄弟皇子云々

親王

○六典云隋皇叔昆弟皇子為親王

○六典曰皇兄弟皇子皆封國謂之親王

王之子承嫡者為嗣王皇太子諸子並為郡

王親王之子承嫡者亦封郡王諸子封郡公

其嗣王郡王及特封王子孫承襲者降授國

公

○日本紀天武天皇朱鳥元年九月戊戌朔

辛丑親王已下逮于諸臣悉集河原寺為天

皇病誓願云々

○日本紀云持統天皇五年正月癸酉朔

賜親王諸王內親王女王內命婦等位云々

秀

○續日本紀云大寶元年二月己未遣泉內親王侍於伊勢齋宮同卷同年七月壬辰左大臣正二位多治比真人島薨云々又遣三品刑部親王正二位石上朝臣麻呂就第弔

秀興按親王之稱國史之所見始于泉刑部兩親王

○女帝子

○日本紀云曰皇極天豐財重日足姬天皇淳中倉太珠敷天皇孫押坂彥人大兄皇子孫茅淳王女也云々息長足日廣額天皇明舒

立為皇后十三年十月息長足日廣額天皇崩元年春正月丁巳朔辛未皇后即天皇位云々同云曰天豐財重日足姬天皇初適於橘豐日天皇之孫高向王而生漢皇子後適於息長足日廣額天皇而生二男一女云々

秀興按漢皇子所謂女帝子也

○續日本紀云日本根子天津御代豐國成姬天皇元小名阿閉皇女天命開別天皇天智之第四皇女母曰宗我嬪蘇我山田石川麻呂大臣之女也適日並知皇子尊生天之真宗豐祖父天皇慶雲三年十一月豐祖父天皇不豫始有禪位之志天皇謙讓固辭不受慶雲四年六月豐祖父天皇崩庚寅天皇御

東樓詔召八省卿及五衛督率等告以依遺
詔攝萬機之狀秋七月壬子天皇即位於大
極殿詔曰云々

○五世之王

○續日本紀云慶雲三年二月庚寅又制七
條事云々准令五世之王雖得王名不在皇
親之限今五世之王雖有王名已絕皇親之
籍遂入諸臣之例顧念親親之恩不勝絕籍
之痛自今以後五世之王在皇親之限其承
嫡者相承為王自餘如令其正
○續日本紀云天平元年八月癸亥詔曰云
又五世王嫡子已上娶孫王生男女者入皇
親之限自餘依慶雲三年格

凡王娶親王云々

○日本紀略曰延曆十二年九月丙戌詔見
任大臣良家子孫許娶三世以下但藤原氏
者累代相承攝政不絕以此論云不可同等
殊可聽娶二世以下者云々秀

凡皇親王女帝亦同
御子ノ天皇ノ御子ノ本注也
謂四世
四代ノ諸王ノ親王ト云ナリ
以外
三世ノ諸王ト云ハハ
不在限
皇親天子ノ一家
罪
疾ヲ病ノ類
謂子孫
嫡子ト云ハハ
立嫡孫
嫡子ト云ハハ
已叙
嫡子ト云ハハ
身死
嫡子ト云ハハ
前既叙
嫡子ト云ハハ
不聽更立
嫡子ト云ハハ
氏宗
嫡子ト云ハハ

令釋

凡皇親王女帝亦同
御子ノ天皇ノ御子ノ本注也

謂四世
四代ノ諸王ノ親王ト云ナリ

以外
三世ノ諸王ト云ハハ

不在限
皇親天子ノ一家

罪
疾ヲ病ノ類

謂子孫
嫡子ト云ハハ

立嫡孫
嫡子ト云ハハ

已叙
嫡子ト云ハハ

身死
嫡子ト云ハハ

前既叙
嫡子ト云ハハ

不聽更立
嫡子ト云ハハ

氏宗
嫡子ト云ハハ

宗 ハ族ノ始ナリ 勅定 右ノ一ヲ定ムルハ勅定次第也

凡五位已上 一位已下也 嫡子 治部一牒ヲ作り送ヘ治部虚實ヲ

嫡子 罪ヲ犯セハ或ハ疾病人トナレハ 罪荒 治部省ヘ居テ代リテ立ル也 耽 罪也酒ヲ飲

罪戾 モトル也人ノ道ニモトル云 已上本注ナリ

謂懣 アヤマツ 犯 度々過リ也 量情 右ノ者ノココロハカリ 不任 何ノ用ニモタハヌ

徒 ニ及ハヌ罪ヲモ 亦是也 ト云

將來 ナラヌ也 不任 ナラヌ者也 癘疾 難治ノ病 承重 アト継フ也 已上本注也

謂父 ノアトヲツキ先祖ノ祭ヲ 故承重 ト云 由牒 將來不任器用者疾シ

凡王 諸王四世迄 親王 愛ニ親王ト云ハ 四世迄内親王 ヲ娶ルヲエス也

臣 五世王 女王也 嫁スルヲエス也 唯五世王 内親王ヲ娶ルヲハナラヌ也

令新釋

皇兄弟皇子は皇帝の兄弟また皇帝所生の

子にて男の限り擧けたり
皇祖皇考伯叔を載せぬは繼嗣にあらず

按に皇子皇女を親王内親王と申す例なれ
は兄弟に姉妹子に男女を兼ていへる文な
から皇姉妹皇女は繼嗣にあらずは省き
たるならむ皆為親王の親王は皇帝の親し
み睦み給ふ御子の義なるへし

親族の王といふにあらず
持統紀に五年正月癸酉親王諸臣内親王女
王と始て見ゆるは令文より記されしもの

ときこの續日本紀には皇子皇女の稱はす
くなく親王内親王と多くいへり
天武御代に始て法令を造りたまへと此
稱見るに同紀五年八月に皇女姫王とあ
れは定まらず大寶令に唐の制をうつし
此號を立られ持統紀なるは後の追書に
もやあるへきよく考ふへし唐六典第二
封爵の条に皇兄弟皇子皆封國謂之親王
とありて封邑を給ふ諸侯にわけていへ
る稱なり
後世にいたりては種々の例も見ゆ
一代要記に廢太子早良以神護景雲二年
出家入道住於東大寺寶龜元年賜親王號

天應元年〇立為額君とありて皇子は始
より親王の稱なく後に此號を給ふとき
こゆ日本紀畧に三條帝養其皇子敦明親
王四子並以皇孫為親王は二世王を親王
と號を給へるなり平家物語に後白河帝
の皇子以仁王は其御母寵幸なきをもて
親王になし給はれ紹運録に順德帝の皇
子彥成王親王の號なく其子彥仁に源氏
と給ひ諸臣に列なり其子忠房は三世王
なるに後宇多帝養ひ給うて元應元年に
親王の號を給ひき仁和寺御傳また僧綱
補任に僧正覺行白河天皇の皇子なり仁
應德二年薙髮康和元年為親王號曰法親

王といへり法親王の始めなり此外に尋
ね求めは猶あるべきを今は省きたり
女帝子亦同と本註を加へたるは心得かた
きを註説もいふかし脱たる文なとあるに
やあらむ女は皇帝の皇子にて亦同じく親
王との義ならむか子は男女にわたりいへ
りされと女帝子の三字いと拙なし
皇女亦同また女皇帝子となと記さるり
けん不審し
唐令に内親王の號なればさかしらに記
せるも知りかたし
令文に皇女の事なきをありにおもひて
女の帝の子は同じといふよしにきこる

たり唐百官志に皇兄弟皇子皆封國為親
王姉為長公主女為公主と記して姉妹皇
女みな親王の號なれば女帝子とは記
しけむ
註に四世以上諸王所生云々の註は詳かな
らばこは下の並為諸王の註なるべきを訛
りて此處に記せしものならむ
此篇は板本に寫しひかめたる所多く見
えて本註の女帝子亦同下条に謂庶人以
上の文なと皆本文にやうなきは傍書の
本文にまきれ入たるものなるへしよく
考へ明らむべきなり
以外並為諸王とは皇兄弟皇子以外は並に

諸王とするなり親王の子を二世と云三世
四世みな諸王なり

二世は皇帝の孫三世は曾孫四世は玄孫
に當りて尊族と云ふへし

職員令中考女王註に二世以下四世以上の王
に婚嫁りて所生の例なり下条に王娶親王
者聽とあるも母家を重くするは皇朝の古
例なり

皇帝も王女を娶りて臣下の女を后夫人
に立たまふことなき證は中宮職後宮職
員に論ふが如し諸王も此例に違ふこと
多し猶下条に云へし上条女帝子亦同の
註も此處にあるへきを寫し錯へたるな

自親王五世雖得王名不在皇親之限は親王
より五世は僅に王の號あれと皇家の親属
の例にあらずとなり四代の親盡る故なら
む

職員令正親司皇親名籍註に二世以下四
世以上と見え皇親は四世に限れり
かく五王註云五世者自入命婦宮人之例と
見ゆ

唐志宗正寺職に掌天子族親屬籍云云降
而過五等者不爲親の例を摸せるなり
此後皇親に入られは文武紀慶雲三年二
月庚寅詔曰准令五世王在皇親之限其後嫡

者爲王自餘如令と始て制を立らば
皇親籍は帳籍なり此格は三代格集解み
な二月十六日の格と記せり

集解に延暦十七年壬五月廿三日勅曰依令
五世之王雖得王名不在皇親之限爰還慶雲
早居親限如聞頑闇之輩爲規徵養庸流之徒
名爲已流遂附屬籍以汚宗室非徒連禍於一
已同然延贖於七廟朕所以丁寧過再三曾不
故悟彌長奸濫宜停後格一依令條と皇親の
籍を停められたり

猶五世王の事は上條に此彼いへり
六世王を考ふるに文武紀大寶三年格に皇
親五世王五位以上子年滿二十一已上者録

其曆名申送式部省

全格は選叙令に載たり

慶雲三年格に五世王在皇親之限其承嫡者
爲王

此格も上條にいへり

集解に延暦十五年十二月九日勅云皇親蔭
事具于令條而宗室之胤枝族已衆欲加榮班
雖可周及是以進仕无階白首不調養言於此
實合矜恕宜其四世五世王及五世王嫡子滿
二十一者叙正六位上但庶子者降一階叙自
今以後立爲恒例とあり
選叙令に五世王子降一階庶子降一階と
あり其條を考ふへし

七世王は集解に天平元年八月五日勅五世王嫡子以上娶孫女王生男女者入皇親之限自餘如令

孫女王は三世王なりへし
桓武紀延暦四年五月癸丑詔曰四世五世及承嫡六世以下王年二十以上並叙六位また同年九月丙子近江國言云云依格六世以下除承嫡者之外可科課役望請承嫡之戸遷附京戸自餘與姓科課と嫡庶の制を始て立り式部式に七世以上承嫡者叙正六位下自餘同庶人といふも此格にもとつきたり
戸令不譯戸註に七世王者雖云絶蔭此五位孫故輸調免徭可得出仕とあり猶其条

にもいへり
八世は庶人に同じかるへし其例見るに戸令註に八世以下資蔭已絶差料賦役一准白丁也とは見ゆ
猶選叙令^{舊皇親系}を考ふへしかくて五世は僅に王號を聽され六世に姓を賜ひ諸臣に列する古の制ときこむ
六七世は嫁家りみ王號をいへと庶子は姓を賜ふ徒りありきなり
類聚國史^{延七}に延暦十一年七月乙卯勅項年京職輒賜諸王姓即著籍帳以成常自今以後六世以下之王情願賜姓
所願姓先以申請然後行之

と見え式部式に凡改姓爲臣之徒五世以上
同叙正六位上と改姓の徒も出身の法を記
せり
出身正六位上は古制を踐たり
嵯峨天皇御代に始て皇子等を諸臣に列ね
源姓を給ひしより古の制皆一變せり日本
後紀弘仁六年六月戊子皇子源朝臣信弟弘
常明等八人貫附左京信者天皇第一源氏也
とありて此時に皇子皇女數十人に姓を給
へり
姓氏錄左京皇別の部源朝臣に源朝臣信
年六是今上親王也而依弘仁五年五月八
日勅賜姓貫於左京一條一坊即以信爲戸

主とあり賜姓は五月八日なり
同月癸巳明日香親王上表曰云云伏乞除親
王號賜朝臣姓云云不許とありと同年八月
甲戌四品明日香親王之男女王四人賜姓久
賀朝臣孫王賜姓從此競效之と見ゆ是より
御代々々に親王二世王みな姓を賜ふ例と
なりてあり
か有るやいけむきはありと嵯峨天皇以
前は猶姓を給はうぬ皇親多く王名の以後
に踐はるは正親式に凡賜時服王定四百二
十九人待其死關依次補之但改姓爲臣之關
不補其代隨即減定額數凡賜祿女王定二百
六十二人其隨關補代々及改姓不爲關事同

上條とありて男女九十一人の定額なるに
親王孫王の改姓入道をもて弘仁年中より
加へ増さば以前の皇親の残れりものあり
は年月をふるまに諸臣となり王の額も
おりつうら籍を絶たるなりむ花山天皇の
御代には諸王の名もきこえずなりぬ皇女
は改姓のこととも男王と同じからざれば是
も命婦の列にいらざるは諸王臣に嫁りて
女王定額の名は傳はらず
知譜拙記に花山院御子清仁親王其子延
信萬壽二年三月廿九日依父親王奏賜源
姓其子康資王に王名を給ひ其子顯康は
安藝權守と其子顯廣王源姓を給ひ後

に復れりかく一代を隔て世世に王號を
給はるは古制に違ひたれと諸王の絶た
るよりかく定めらる、新格なりは今
をもて古を疑ひ
かくてより王氏の家を定められ其世の數
はたゆれと代々に傳へて僅に王名を残り
ける

王娶親王は四世以上諸王は内親王と婚嫁
を聽す制なり此文によれば親王の女王を
娶るも同列なり此親王娶とあれば内親王
なる事変なかるべし上條に皇子皆為親王
と云は皇女を兼たること灼然と云へけれ

と
女帝子亦同と本註あるは益なき説とき
こゆるを
考課令に内親王家事云々と皇女は内字あり
されは此文も内字脱たるか詳かならず
後世にも内親王と申し親王は男王に限
れる制なれば考へかたけれど此令と考
課令と違へるはいふ所しきなり
臣娶五世王者聽は上条に自親王五世雖在
在王名不在皇親之限とありて五世は諸臣
となる故に其女王は婚嫁を聽さるゝにて
皇親四世以上とは古より其制嚴重しく立
らばしを知るべし其五世も聖武紀に天平

元年八月癸亥詔に五世王嫡子以上娶孫王
生男女者入皇親之限といへる類は臣も娶
らざるべし
孫王の女にあらぬは娶るべきあり
此聖武御代に藤原氏をもて始て皇后に定
め給ひしより古の制も始めてみたりかは
くちりゆきつるにやあらむ
皇后は諸王の女を立たまふ例なるに臣
家の娘を娶り皇后となり給へは皇親も
臣家と婚嫁すへき例の始なり
日本紀畧に延暦十一年九月詔云見任大臣
良家子孫聽娶三世王唯藤原朝臣奕世相承
相王室特聽娶二世王と見えたり

延暦年中より後は皇后多く諸臣の家より娶り給ひ臣家に内親王諸王女の嫁を聽し給ふ流例となりてさばうりゆうき古制の絶失せたるは唐の制に公主を臣等の尚する例を摸されけしかし唯五世王者不得娶親王は皇親の外なる故に親王に婚を得されと王名あれば二世以下に女王を娶るを聽さるゝなり娶孫王生男女といへるも二世以下に婚嫁の故なり唯字は四世以上の皇親と異るゝをいへり按に五世王は皇親と諸臣の間にあれば

臣女より婚嫁すへきなりかく制を立らるゝは外戚を特に擇まれ重くせらるゝは云も更に其夫の品位に相當の制を立給へる故なり天武紀に八年正月戊子詔曰凡當正月之節其諸王者雖母非王姓者莫拜凡諸臣亦莫拜母雖非正月節復准此若有犯者隨事之と諸王は其母王姓諸臣は其母の貴姓を拜禮の例にて母は所生の母といへと敬禮を停められ其父尊けれと其母卑きは敬禮を殊に立たり後宮職員令に其外命婦准天位次若諸王以上娶臣家為妻者不在此例また中務式に凡

諸王以上娶臣家女為妻者不得准夫品位其
内親王及女王亦不得准夫品位但五世王者
得准夫位と見えたり

或説に其母身氏といへと實正なり其夫
臣家といへと伉儷なり延暦以後より古
制を改められたり然るに母に禮敬なき
は不孝夫に准はざるは不節なるべしと
いへり按に母に事ふる不幸をなすにあ
らね國家の制による故あり私の敬禮は
委任すへけれと表に立たし此事は儀
制令にいへり夫の准位は其妻三位其夫
五位は同色の服を用ひかたき類にて考
ふべきなり

標注令義解校本

○繼嗣者の繼字一本無し、釈云尚書注云嗣謂子
也、すへて此令の繼嗣は未叙位の人なる事、藤
原以文の説あり、予も又次々に委く衆たり、

○罰不及嗣、尚書大禹謨云臨下以簡御衆以寬、罰
不及嗣、賞延于世、

○凡皇兄弟皇子、古記云未知三世王即位、兄弟為
親王不答得也、穴云皇姉妹皆為親王、問皇祖皇
考何稱、答不見文、有別申耳、不入此令、

○女帝子、齊明紀云天豐財重日足、姬天皇、初適橘
豐日、天皇之孫高向王而生、漢皇子後適於息長
足日、廣額天皇而生二男一女、この漢皇子即い
はゆゑ女帝の子也、又續紀云日本根子大津御

代豐國成姫天皇小名阿閉皇子通日並知皇子
尊生天真宗豐祖父天皇、これに聖武後に即位
したまへる中、論なれど、若元明の皇子と
申して終らせ給へば、また所謂女帝の子なり、
るは古記に父雖諸王猶為親王、父為諸王女帝
兄弟男帝兄弟一種とありて、父雖諸王とは漢
皇子のごときを云、此皇子、父は高向王にて諸
王なりとも、齊明の御腹中なれ、皇子といふ皇
子即親王也、又父諸王たる女帝の兄弟はたと
うは其父三世王なりは、其子なり、ゆゑに四世
王にて諸王なり共、男帝の兄弟に同じく、親王
也、本注女帝子とのみあれば、兄弟は及する
が如くなり、**本文に皇兄弟と見えて、穴に**

其兄弟並文述訖、故只顯子也、孫王以下皆為皇
親といへば、女帝の子字の内に、兄弟二字を
も入講行し、
○四世以上とは、皇子を一世、皇孫を二世、皇曾孫
を三世、皇玄孫を四世としたるなり、職原抄附
に、忠房親王為三世源氏、これ順德帝の皇子忠
成王の曾孫忠房の事なり、即忠成より三世也、
○不在皇親之限、跡云五世王不入諸王之例、故雖
帶五位、不合著紫衣等、に、慶雲三年二月、自
今以後、五世之王在皇親之限、其承嫡者相承為
王、また天平元年八月、五世王嫡子以上、娶孫女
王生男女者、入皇親之限と云、格續紀集解等に
見えたるに、又朱に延暦十七年閏五月、敕云依

令五世王雖得王名不在皇親之限、爰逮慶雲昇
居親限、如間頑罔之輩、為規微祿、攜養庸流、名為
已胤、遂附屬籍、以汚宗室、非徒連禍於一己、同亦
延贖於七廟、靜言其弊、深合懲清、宜傳後格、一依
令條、これに依れば、慶雲の格停止せられて、五
世王は皇親の限にあらずる令條にかへり、
然共天平元年格の如く、五世王の嫡子孫女王
を娶て男女を生るは、其父子共に皇親に入ら
るべし、さるは延暦の敕た、慶雲の弊を舉て、
天平の格に及するを以て知べし、
○凡王娶親王、この王は四世以上也、四世以上は
皇親なるゆゑに、内親王を娶る、臣下はなほ一
高位の人とて、共親王諸王を娶ること能はば、

た、五世王を娶ることを得る也、さるは五
世王は皇親の限なるを以て也、四世以上は
皇親なるゆゑに、臣家と婚姻を通せしめ給は
す、これ王族を崇はるゝに依て也、これに延暦
十二年九月日本紀畧に詔見任大臣良家子孫、
許娶王三世以下、但藤原氏源氏累代相承、摂政
不絶、以此論云、不可同等、殊可聴娶二世以下と
見ゆ、臣たる者に、二世王以下を娶を許さるゝ
事、これに始まり、また此令に諸王の臣家より
娶事をは載るれぬ共、後宮職令に若諸王以下、
娶臣家為妻者云云とあるを、これに既くより
其制ある事也、其後中務式に、凡諸王以上娶臣
家者、不得准夫品位、其内親王及女王、亦不得准

夫品位、但五世王者得准夫位とありて、令にて
は諸王以下の制式にては諸王以上とあり、
以上とあれば親王とありて親王も臣家
より娶給ふ也、さるゆゑに品位と書り、然はあ
れと諸王以上の臣家に娶はるは尊を以て卑
に對ふゆゑ、其位次夫に准するを得、又内親
王女王の臣家に嫁するも、其品其位、夫の位次
に准するを得ず、もと王族と臣族との差別あ
るに依て、別なるものにたきてられたるは、嫁
娶は、や、令制にたがへれ共、その差別は、あ
令制に同じ、委くは婚禮考にり、
○不得娶親王、朱云然則娶孫王以下聽哉、何、この
答集解に見え、然共孫王以下をば許さる、

ちるべし、

親王諸王條

天皇の御兄弟御皇子を皆親王とせよと
也、女帝の御子も亦同、此他は諸王とせよ
と此親王より五代目は正のものと稱ふれ共
皇親の位に非ずと也

天皇位... 諸王... 親王... 皇親... 皇親の限に非ずと也

令新解

親王諸王條

天皇の御兄御弟御皇子を皆親王とせよと
也女帝の御子も亦同断此他は諸王とせよ
と此親王より五代目は王の名を稱ふれ共
皇親の限に非ずと也



